

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言の許可をいたします。

◎武藤明美君（拍手） 登壇！皆さんおはようございます。日本共産党的武藤明美でございます。

まず、佐賀駐屯地の問題についてです。

七月九日に自衛隊佐賀駐屯地が開設され、オスプレイが十七機、順次配備されてしまいました。今では九州各地で基地を利用した演習にも参加しています。十二月十五日以降には九州十一の施設で夜間訓練をすると発表され、関係する基地や演習場方面の人々から心配の声が上がっています。この時期、有明海ではノリ生産のシーズンを迎える、ノリ網の支柱が林立しています。空港や駐屯地の西に位置する国造堀の西角にも雨水一時貯留池を含めた海水混合施設も完成しています。駐屯地開設から約五カ月、県民はいつも不安を抱えています。

また、駐屯地対策室は県民からの苦情や要望を受ける担当でもあると思いますが、駐屯地対策室にはどんな声が寄せられているのでしょうか。また、佐賀駐屯地では現在完成している施設のほかに引き続き工事が実施されていますが、今後はどのような施設が、いつまでに整備されるのかお示しください。また、火薬庫についてはどんなものが納められるのかお示しください。

次に、海水混合施設についてです。

駐屯地を建設するに当たって、防衛省が二〇二〇年頃に漁協各支所に説明して回る中で漁業者からの厳しい声が出て、塩分濃度が大事だろうと思ったのか、防衛省は急にそういう施設を造ろうと言い始めました。漁業者の中にノリにバリカン症状が出ると心配した人もいたからです。どんな施設にしていくのか、当時はまだ明らかではありませんでした。

私は二〇二一年の総務常任委員会で、くれぐれも有明水産振興センターの助言が大切だから、意見をきちんと聞くようにと当時の政策部の担当者に求めています。その頃はバリカン症について原因等あまり深くは知られておらず、塩分や水温との関係も分からなかつたからだと思い

ますが、塩分濃度のことが心配されていたのです。最近では、ノリの成長には塩分濃度の変化はあまり関係ないと言われています。逆に塩分濃度が低いと軟らかくておいしいノリがとれるという一面もあります。

その音が聞こえておびえた人たちなど、オスプレイを見て不安だという声が寄せられています。有明海には作業中の漁業者の姿もありますが、場周経路にされています。私は常に事故が起きないように、何事もないようにと願うばかりです。知事はこの五カ月近く、どんな思いで過ごしてこられたのでしょうか、御答弁ください。

などから雨水と一緒に流れ込んでくるのです。これまでも有明海には大雨が降つたりしていますが、自然な形で海の水と混ざり合つてきました。

防衛省が海水混合施設を造るための口実としてきた、駐屯地に降つた雨で有明海の海水が薄まり、ノリ養殖に影響が出るのを防ぐため塩分対策が必要と言つていたことは果たしてどうだったのだろうかと疑問を持ちます。漁業者の人たちがバリカン症状と言つていたことを聞いたとしても、正式に漁協から科学的根拠をもつて海水混合施設をと申し入れがあつたのでしょうか。

雨水一時貯留池を含めた海水混合施設を造ることになった経緯について、正確に御答弁ください。漁協はどんな形で要請をしてきたのでしょうか。

次に、県有地の使用料についてです。

国造堀内に造られた海水混合施設の一部である七ヘクタールの雨水貯留池はそもそも県有地です。本来なら、防衛省の施設として貸し出したのですから使用料をもらうべきです。当時の担当者から使用料はもらわないと報告をされました。なぜ徴収していないのか御答弁ください。

準備書については、私もホームページ上で読ませてもらいましたが、専門的分野に関しては難しいところもあり、きちんと把握するのは困難な面もありました。でも、その中で読んでいて納得できないところもありましたので、二、三質問したいと思います。

その一つは、水生動物であるムツゴロウの生息は干涸で多種確認されていますが、餌である珪藻類など水生植物は調査では確認されておりません。県民に親しまれている大事な生き物、ラムサール条約でも評価されている有明海の生物、ムツゴロウですが、餌がなければ生息できません。そういう点で不安と矛盾を感じます。水生植物の調査は不十分だと言えるのではないでしょうか。

次に、飛行による騒音問題、特に低周波音についてです。

私は九月上旬に琉球大学工学部の渡嘉敷健先生からお話を聞く機会がありました。現在の該当自治体における防音工事は騒音対策であつて低

以上、佐賀駐屯地の問題、お答えいただきたいと思います。

次に、空港滑走路延長に関わる環境影響評価についてです。

九州佐賀国際空港として、現在、二千メートルの滑走路をやがては東南アジア便なども見越して五百メートル延長し、二千五百メートルにするのだと、佐賀県では環境影響評価の手続に入っています。これまで配慮書、方法書の手続が終わり、現地調査を経て、十月一日に準備書が公表され、県民からの意見も寄せられ、十一月十四日には締め切られたそうです。

そこで、質問しますが、住民からの意見はどのくらい寄せられたのでしょうか。また、出された意見について、どのぐらいが取り入れられ、また、その判断はどこが、誰が行うのかお示しください。

周波音は対象となつていいことや、低周波音を受けると、イライラや頭痛、動機、めまい、不眠などの症状が出る人がいること。さらには心臓病のため、金属製人工弁をしている人からは、経験のない騒音と振動で呼吸と脈が合わずに死ぬ思いをしているとか言われていること。

パニック障害の症状が悪化してきた人もいる、また、小さい子供は激しく泣いて、ひきつけを起こしたり、ストレスが増え、免疫低下につながつたり、学童は長期記憶力の低下や、ひいては学習能力の低下をもたらしていることなど、驚くような話をお聞きしました。

この準備書は、騒音の将来予測では自衛隊機の飛行騒音も検討されてはおりますが、低周波音の将来予測では自衛隊機の飛行低周波音について検討されていません。自衛隊機を視野に入れているのであれば、単なる騒音だけでなく、低周波音は大事です。既に佐賀駐屯地に配備されたオスプレイがある現実をきちんと受け止めるべきです。この準備書が公表された十月一日より前に既に七月からオスプレイの訓練も開始されています。この部分は不十分です。追加調査等をすべきではないでしょうか。

次に、工事による騒音などと大気環境の影響予測についてです。

滑走路延長と平行誘導路の工事は同時に実施するということを昨年十一月議会で当時の地域交流部長はおっしゃっていますが、使用するダン

プや建設機械類は滑走路延長分についてしかこの準備書では述べられていないではありませんか。平行誘導路工事におけるダンプなどの工事車はこれに入っていないのではないか。環境や大気環境について二つの工事の影響が反映されなければなりません。実際に工事が始まるとき、ダンプやほかの工事車はどうなるのか、住民からすれば大問題なん

です。私たち県民は既に駐屯地工事が行われているときに一日六百台ものダンプの往来を見てきました。そういうすさまじい状況も知っています。こういった部分についても影響予測は不十分、不完全です。書き直す必要があるのでないでしょうか。

以上、御答弁いただきたいと思います。

三つ目に、原子力行政についてです。

原子力発電所上空の飛行制限について、今年七月に玄海原発構内の上空でドローンだったのか、福岡空港への着陸待ちをしていた飛行機だったのか、はつきりしない飛行物体、三つの光が確認された事案が発生しました。九月議会では福田県警本部長は、航空機の光をドローンと勘違いした可能性が高いと言われていました。その答弁に違和感を持つてお聞きしました。ドローンだったなら駄目で飛行機だったらしいのかということではありません。原子力施設の上空を飛行旋回することはあつてはならないと思うんです。墜落などで原発の過酷事故の危険性があるからです。今、禁止されているのは爆発した福島で、原発の上空では飛行機が被曝するのを避けるための規制ですが、それ以外でも原発の上空での飛行制限は必要です。原子力規制庁も検討を始めたようですが、原子力施設周辺上空は飛行を禁止すべきです。知事はどうお考えでしょうか。

次に、乾式貯蔵施設についてです。

乾式貯蔵施設は、九電の玄海原発をはじめ、幾つかのほかの電力会社でも計画、もしくは工事中です。いつも指摘していますが、青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理施設の稼働は到底見込めません。全国の原発でも使用済み燃料プールの空き容量は逼迫し、満杯になるのではと心配されています。満杯になると、それ以上使用済み核燃料を保管するこ

とはできません。ですから、原発は動かすわけにはいかないのです。既にお分かりのように、六ヶ所村の再処理施設は二〇二六年度中、完成とのことで二十七回目の延期になりました。はつきり言つて、これもまた見通しが立たないのではないかと思われます。

十一月十五日の佐賀新聞の報道によれば、関西電力では、十年後の二〇三五年までに六ヶ所村へ搬出できないのであれば、乾式貯蔵施設にある使用済み燃料をプールに戻すと表明したそうです。それなのに九電は六ヶ所村の再処理施設にしがみついて、五月十九日から乾式貯蔵施設の建設に取り組んでいます。計画倒れになるかもしれないことをしているんです。佐賀県に使用済み核燃料が滞留されてしまいます。

イギリスでも、セラフィールドの再処理が頓挫し、核燃料サイクルを断念することになったようです。日本でも、プルサーマルは四基にとどまり、うまくいっていないません。核燃料サイクルの行き詰まりは明らかではありませんか。知事、乾式貯蔵施設の建設については九電に中止を求めてください。

次に、屋内退避についてです。

原発事故が起きた際、被曝を避けるため、国は屋内退避の考え方及びその運用についてという案をまとめ発表しています。明日十二月五日がパブリックコメントの締め切りだそうです。

その案では、UPZ、いわゆる三十キロ圏内の住民を極力避難させずに屋内退避とし、一時的な外出を認めることになっています。一時的外出というのは、スーパーや物流の職員、医療・介護等の従事者、交通機関の職員は外出できるとしていますが、これは明らかに被曝することが前提になってしまいます。これが可能かどうかは国が判断するそうです。

また、三日目を自安に屋内退避を続けるかどうかの判断を国がすることになっています。

こういった事故が起きたとき、放射能の塊であるブルームが飛来したり、放射線量の強いホットスポットが存在することを私たちは福島の事故で学びました。それらは目に見えないものです。線量計を持つている住民は少ないでしょう。地震等の自然災害と同時に原発事故が起きるとモニタリングポストも壊れ、道も寸断され、役に立たなくなります。ライフルもつながりません。国はどうやって屋内退避の解除や外出の考え方などを判断できるんでしょうか。線量計を持たない住民もどうやって身を守るんでしょうか。こういった運用案では、私は住民の安全は確保できない、被曝も避けられないと思います。

県は、国のこの屋内退避の考え方及びその運用についての案をどのように捉えているんでしょうか。また、パブリックコメントも募集されていますが、原発立地県として県民を守る立場から国に対し意見を上げていただきたいのですが、いかがでしょうか。

以上が原子力行政についてです。

次に、医療費助成についてです。

既に子供医療費は現物給付方式に変わって、最近では県内の市町の多くが高校生年代までが対象になっています。ひとり親家庭の医療費助成については、これまで償還払いとまとまつたようです。二年くらいかけて市町が話し合いを続けた結果、県内全ての市町で、来年十一月頃から現物給付方式に一斉に移行することになつたとお聞きしました。電算システムなどにも当然費用はかかります。ぜひ県としても、ひとり親家庭の医療

費現物給付方式に財政的な支援をしていただきたいのですが、どのようにお考えでしようか。

もう一つは、重度心身障害者医療費助成についてです。

子供医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、そして重度心身障害者医療費助成、この三事業は、県によっては三点セットとして制度化され、現物給付方式に当たっては同じように取り扱っている県もあります。お体が御不自由なのに何度も役所で手続をしなければないと、時間的にも身体的にも負担が重くなっています。これについて早く現物給付方式を求めますが、県はどのように考えてているのでしょうか。

今そのまま償還払いでのしょか。該当する人たちは、一日も早い現物給付方式を待つておられます。県はどのように取り組んでいかれますか、御答弁をお願いします。

最後に、教育行政についてです。

どの子も安心して学べるために、教育環境の整備は大切です。県教育委員会に改めてそのことをお願いしたいと思つております。

まずは特別支援教育についてです。

現在、小学校、中学校に設置されている特別支援学級は、定員が八人になっています。この場合、担任のほかに支援員が配置されているところもあります。普通学級と違つて、子供たちの個性を大事に、一人一人の児童生徒に応じた学習内容を準備し、子供たちが学ぶ体制になつていいのか状況を見極め対応しておられます。

ある先生が言つておられました。学習困難な子供が、一つでも分かつた、理解できた様子を見ることが本当にうれしいし、教師としてのやり

がいがある、というふうにいつも思つておられるとのことです。

子供たちにかかる授業のためにも、一人一人の力に合わせた授業をしたいと。特に情緒的な特性を持つ子供たちのクラスは大変です。せめて今の八人を特別支援学校のクラスのように六人にしてほしいと、これが現場の願いなのです。こういった状況をつかんでおられるのか。ぜひこの願いに応えていただきたいのですが、どうお考えでしようか。

また、特別支援学校の場合、小学部、中学部の標準法に基づく定員は六人になっています。高等部は八人です。小学部、中学部で六人が守られているところもあれば、それを超えて七人以上になつていているところもあるようです。標準法に基づいた六人のクラスにしていくことが必要ではないでしょか。どのようにお考えですか。

また、二つ目にトイレの洋式化についてです。

トイレの洋式化については、数年前の決算委員会でも質問いたしました。そのときは県立学校のトイレの洋式化は五四%ぐらいでした。身体に負担なく衛生的に利用できるし、子供たちの家もほとんど今洋式トイレになつていてるため、古い和式トイレには戸惑うことも多いようです。早急にトイレの洋式化を進めていただきたいと思いますが、現在の整備状況、今後の取組などについてお答えください。

三つ目に、県立学校体育館の空調整備についてです。

文科省は義務制と特別支援学校の体育館に空調整備のための予算を組んでいます。この数年、夏の暑さの異常さは誰もがうんざりするほどです。体調管理も大変です。職員団体や県民保護者から、エアコン設置の声が上がつていて、私も求めてきました。

九月議会では、一般質問での議員への答弁で調査、検討しているとの

ことでした。これまでの考え方を変えられたようで、本当にうれしくお聞きしました。

その後、どんなことを行つてこられたのでしょうか。来年度からの実施に向けて予算要求もしてほしいのですが、今後どのように取り組んでいかれるのか、御答弁いただきたいと思います。

以上、私の第一回目の一般質問といたします。（拍手）

◎山口知事 登壇＝皆さんおはようございます。武藤明美議員の御質問にお答えいたします。

まず、佐賀駐屯地に関して駐屯地開設後の私の思いについてお答えします。

佐賀空港の自衛隊使用につきましては、国防の重要性は十分分かりつつも、佐賀県民にとって様々な面で影響のある問題であつたことから、この十年間真摯に向き合い、一つ一つ丁寧にやつてまいりました。そして、そのことが今につながつていると私は感じています。

本年七月九日に佐賀駐屯地が開設されまして、七月末から佐賀駐屯地周辺での飛行訓練が始まり、他の駐屯地などへの飛行訓練や夜間飛行訓練など、順次訓練範囲が拡大されております。これまでのところ、防衛省が示した運用計画に基づいた訓練が実施されているものと認識しております。

そして、この五ヶ月間、訓練の状況につきましては、毎日、駐屯地調整室から私宛てに報告を受けておりまして、当分の間は、これを続けて、よく注視していきたいと思つています。

飛行の安全は、佐賀駐屯地と県民との信頼関係の基盤となるものであります。駐屯地の皆さんには、引き続き慎重にも慎重を重ねて安全を

最優先に対応していただきたいと考えています。

次に、原子力行政に関しまして、まず、発電所上空の飛行制限についてお尋ねがございました。

本年七月に玄海原子力発電所の上空で、いわゆる三つの光が確認された事案につきましては、発生の四日後に開催されました第百回原子力環境安全連絡協議会におきまして、あらゆる可能性を排除せず、関係機関と協力して、こうした事案を許さない対策を九州電力に申し入れました。八月にはウイーンにありますIAEA——国際原子力機関本部におきまして、金子特別補佐官との面談で本事案を取り上げまして、原子力発電は安全が最優先であることなどについて意見交換をさせていただきました。

九州電力では、その後、発電所上空の監視機材を拡充するなど、新たな対策を実施しています。

また、佐賀県警と共同で夜間訓練を実施するなど、ドローンなど上空からの侵入への対応力向上を図られております。

原子力発電所上空の備えとしては、私はドローンなど、小型無人機への対処と併せて飛行機の飛行規制も必要と考えます。現在、原子力規制庁と国土交通省、その他の関係機関が原子力施設上空の飛行制限区域の設定に向けて調整をされています。県としては、こうした取組を注視し、引き続き対策の強化を求めてまいります。その詳細につきましては県民環境部長から補足させます。

次に、乾式貯蔵施設についてお答えします。

使用済み燃料は、これを「再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する」ことが国の基本方針です。核燃料サイクルについては、国

と事業者が責任を持つて進め、それぞれがきつちりと責任を果たすべきです。

国に対しては、今年の五月にも政策提案を行いました。六ヶ所再処理施設の竣工に向けた取組については、安全性の確保を大前提に国が責任を持つて進めることが、こうしたことを強く申し入れております。今後も機会を捉えて求めていきたいと思います。

九州電力は、国の核燃料サイクルの基本方針に従って、使用済み燃料を一定期間冷却した後に再処理工場へ搬出すると表明しています。玄海原子力発電所において工事が進められており乾式貯蔵施設は、あくまでも一時的な貯蔵を行うものと認識しています。

今後とも、使用済み燃料の早期搬出に向けた九州電力の取組を注視してまいりたいと存じます。

◎前田政策部長　登壇　私からは、佐賀駐屯地について四点お答えいたします。

まず一点目、駐屯地開設後に県民から寄せられた意見についてです。

七月九日の駐屯地開設後ですけれども、県に対して県民から意見が寄せられていますが、その多くが訓練計画等に関する問い合わせやオスプレイ配備への賛否に関するものとなっています。七月末から飛行訓練が開始されまして、九月末からは夜間訓練も始まっていますが、騒音に関する意見も数件寄せられております。

県民の方から寄せられた意見につきましては、その都度、佐賀市や九

州防衛局、佐賀駐屯地とも情報を共有しまして、九州防衛局に対して丁寧な運用を求めているところでございます。

次に、駐屯地の施設整備計画についてです。

今年六月末までに、オスプレイの移駐に最低限必要な施設として隊舎や格納庫、駐機場、接続誘導路、燃料タンクなどが整備されています。佐賀駐屯地では引き続き体育館や倉庫、車両整備場、洗機場、火薬庫などの施設が整備される予定です。このうち、体育館と倉庫、それから車両整備場については、令和九年二月末に完了予定とされています。

それから、火薬庫について防衛省からどのように説明を受けているのかということですが、防衛省からはこれは弾薬等を保管する施設であると説明を受けております。

具体的には、オスプレイや日達原駐屯地から移駐するヘリコプターの機体に搭載可能なロケット弾や機関砲などの各種弾薬のほか、フレアと呼ばれますミサイルから航空機を守るための装備品などの火工品、それから、駐屯地の警備のために隊員が携行する小銃等の弾薬の保管を予定していると聞いております。

なお、火薬庫については工事の着手時期は未定と聞いております。

次に、海水混合施設の整備の経緯についてです。

令和四年一月に設置しました有明海漁協、防衛省、それと県による三者協議会をはじめ、漁協の検討委員会や漁協六支所の組合員への説明会の場などにおきまして、駐屯地の排水対策への不安や心配の声が数多く上がっていました。こうした不安や懸念を少しでも払拭するために、漁協の意向を確認しながら、県において漁協の懸念事項を取りまとめ、九州防衛局に対して明確な対応を確約するよう求めました。

これに対し、九州防衛局からは令和四年十一月一日付の文書で回答をしていただきまして、「佐賀駐屯地からの排水先については、国造掘掘門及び平和掘掘門からとし、分散して排水を行う。」こと。「海水混合

の排水については、有明水産振興センターと協力し、海苔の養殖に影響がないような適切な比重での排水となるよう調整を行う。」ことなどを確約しております。

この確約を受けまして、具体的な対策について防衛省の説明や漁協内の検討が始まり、令和五年九月に開催された漁協のオスプレイ検討委員会におきまして海水混合施設の施設案が了承されております。施設は令和五年十二月に防衛省が工事に着手しまして、令和七年五月末に完成しております。

このように海水混合施設は、防衛省がノリ養殖への影響を懸念する漁協からの要望により整備したものでございます。議員からはバリカン症についてお話しいただきましたけれども、県としましては、このバリカン症の原因が低塩分によるものと確認しているわけではございません。

次に、海水混合施設を整備しましたけど、この県有地の使用料についてです。

海水混合施設は有明海漁協からの要望を受け整備されたものでござい

まして、駐屯地からの排水だけではなく、佐賀空港や周辺地域全体の排水対策などに寄与しますことから、公益性の高い施設と認められるものです。こうしたことを踏まえまして、県として佐賀県佐賀空港条例等に基づき、使用料の全額を免除したものとなります。

それから、掘削した土砂の取り扱いについても御質問いただきましたが、土砂は海水混合施設工事に伴う建設発生土です。資源リサイクル法に基づき、副産物を再利用するということになりますので、対価を徴収していないということでございます。

私からは以上でございます。

◎寺田地域交流部長 登壇＝私からは、九州佐賀国際空港の滑走路延長事業に係る環境影響評価についてお答えいたします。

まず、滑走路延長事業の環境影響評価手続について二点お答えいたします。

まず一点目、住民意見についてです。

滑走路延長における環境影響評価の手続につきましては、現在、準備書の手続を行っているところでございます。この準備書の手続においては、十月一日に準備書を公表し、住民説明会の開催などを通じまして、十一月十四日まで一般の方から意見を受け付けました。その結果、七件の意見が提出されたところでございます。

次に二点目、住民意見の反映についてでございます。

寄せられた全ての意見につきましては、その内容を精査し、事業の実施において環境への影響が懸念されるものにつきましては、その意見を最終的な環境影響評価の結果を公表する評価書に反映することとしております。

評価書に反映するかどうかの判断につきましては事業者である佐賀県が行い、反映しないとしましても、その理由は評価書の中で公表することとしているところでございます。

続きまして、環境影響評価準備書の内容について三點お答えいたしました。

まず一点目、水生植物についてです。

今回の事業におきましては、海域での工事がございませんので、ほかの環境影響評価の事例を踏まえまして、国の「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」に沿って水生植物に係る調査を実施しております。そ

のマニュアルの中では珪藻類は対象となつていなわけでございますが、その理由といたしましては、一般的に河川等に生育する珪藻類は、流水、つまり水の流れに乗りまして運ばれながら広く分布しておりますので、工事等によつて一部の環境が変化しても影響を受けにくくと考えられてゐるためでございます。

次に二点目、低周波音についてでございます。

低周波音につきましては、現地調査の時点では自衛隊が配備されておりませんでしたので、民間航空機のみの調査となつております。現在、オスプレイの訓練も開始されておりますことから、改めて現地調査を行う予定でございます。

続いて三点目、平行誘導路についてでございます。

今年七月に自衛隊の駐屯が開始されました。平行誘導路の整備につきましても、民間航空機のみならず、自衛隊機双方の航空機の円滑な運航を可能とするため、滑走路延長と併せまして検討を進めているところでございます。お尋ねがありました環境影響評価の取り扱いにつきましても、その中で検討していくこととしております。

私からは以上でございます。

◎諸岡県民環境部長 登壇＝私からは、原子力発電所上空の飛行制限について、知事の答弁を補足させていただきます。

九州電力では、七月に発生した三つの光の事案の後、現時点でできる対策として、緊急時にデジタルカメラ等で撮影する運用を開始したり、夜間の視認性の向上のため投光器を新規配備する、あるいは暗視スコープの追加配備などを実施済みでございます。

さらに現在、ドローンの検知装置の導入に向けた検討など、警察や関

係省庁との具体的な協議をされているところです。

また、佐賀県警察と共に訓練を行うなど、その対応力の向上を図られております。

ドローンなどの小型無人機については、法令においても発電所上空での飛行を禁止されているところ、一方で、旅客機やヘリコプターなど、航空機についてはこれまで明確な規制がなされておりませんでした。

このため県としては、以前から航空機落下のリスク低減のため原子力施設周辺上空の飛行禁止及び飛行禁止区域周辺の最低安全高度の設定など、早急に法制化、または諸規制を行うことを要請していたところでございます。

こうした中、国においては現在、原子力施設周辺の飛行制限区域の設定に向けて調整が行われております。

具体的には、これまで国土交通省が航空機側の安全面を考慮して飛行制限区域を設定しておりました。例えば、強力なレーダーを発する施設や事故発生直後の福島第一原子力発電所の周辺上空、こういったところを制限しておりました。

現在、原子力発電施設などの地上の設備への被害防止の観点からも、この制限区域を設定することが現行法令上でも可能とされ、現在、その具体的な調整が進められているところでございます。

県としては、今後ともその動向を注視し、機会を捉えて国へ対策の強化を求めてまいります。

私からは以上でございます。

◎種村健康福祉部長 登壇＝私からは、医療費助成についての質問のうち、重度心身障害者医療費についてお答えをいたします。

重度心身障害者医療費の助成方法は、現在、償還払い方式となつてございます。償還払い方式の場合には、議員からお話をありましたように、医療機関を受診する際に自己負担額を一旦支払わなければならないといった経済的負担や医療費助成を受けるために書類を整え市町に出向く必要があり手間がかかるなど、御本人や御家族にとつての負担があるものと認識をしてございます。

これまでも関係団体等から要望、請願が出されておりまして、助成方法の現物給付方式への見直しを望む声があることは十分承知をしております。こうしたことから、医療費助成の実施主体であります市町と適宜意見交換を行つてきているところでございます。

昨年十二月に実施した市町との意見交換の際には、市町間の議論を促すために九州各県の助成方法に関する最新情報を共有したり、償還払い、現物給付、自動償還払い方式といつた三つの助成方法のメリット、デメリットを説明するなどして意見交換をいたしました。

その後、全市町間でやり取りが行われまして、基本的に全市町が助成方法を現物給付方式に見直したいという方向性で一致をし、現在は佐賀市が中心となつて現物給付方式への見直しに向けた全市町間の協議が始められたと聞いております。

県といたしましては、引き続き必要に応じて当該協議への参加をはじめ、協議の内容を踏まえまして、現物給付方式に見直す場合に必要となります医師会や審査支払機関との調整に協力するなど、市町の意見を聞きながら適時必要な対応を取つてまいりたいと思います。

なお、現物給付方式に見直した場合の、いわゆる国保ペナルティーの廃止につきましても、政策提案や知事会等において国へ強く働きかけて

おります。引き続き国への要望を行つてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎高塚危機管理・報道局長 登壇Ⅱ私からは、原子力行政の質問のうち国の屋内退避の運用についてお答えします。

原子力発電所で事故が発生し放射性物質放出のおそれがあつた全面緊急事態に至つた場合、国の要請に基づき、発電所から五キロ圏内の地域でありますP A Zは避難、五キロから三十キロ圏内の地域でありますU P Zは屋内退避を実施することになつております。

しかし、国が定める原子力災害対策指針では、屋内退避を続ける期間や解除の要件などが明確でなかつたため、国が検討チームを設置し、令和七年三月に「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」が取りまとめられたところでございます。

その後、令和七年十月に、報告書の内容が原子力災害対策指針に反映され、この指針を踏まえまして、原子力規制委員会において、令和七年十一月に「防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について（案）」が示されたところでございます。

この運用案では、これまで定められていなかつた屋内退避の継続または解除、避難への切替えや屋内退避中の一時的な外出などの考え方が示されたものとなつております。

まず、屋内退避中の一時的な外出について、運用案では例としまして、生活に必要な食料等の物資の調達、生命や身体機能に関わるような緊急性の高い人工透析や重篤な病気、けがのための医療機関の受診、避難道路やライフルの啓開、復旧作業などが挙げられておりまして、放出された放射性物質の量、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等

を踏まえまして、国が一時的な外出が可能か判断することとなつております。

また、屋内退避の継続または解除、避難への切り替えにつきましては、屋内退避後三日目を目安に判断することとされておりますが、判断に当たつて考慮すべき要素としましては、例えば、食料や飲料水、生活必需品等の物資の供給状況、電気・ガス・上下水道・通信等のライフラインの状況、原子力施設の事故対応の状況、放射性物質が雲のような塊となつておりますブルームの到来の可能性などが挙げられておりまして、

生活維持の状況などを踏まえまして国が判断することとなつております。

今回、国より示された運用案に対する県の受け止め及び対応についてですが、原子力災害時には県民の安全確保が何よりも最優先であると考えておりまして、住民避難の取組について、不斷にその改善に取り組んでいるところでございます。

議員より、地震時にモニタリングポストが壊れたらどうなのかという御意見もございました。県においては、地震や災害等でモニタリングポストが故障した場合、県や市町が所有しております可搬型のモニタリングポストを設置して測定を行うことで判断することとしております。このようにサポート体制も隨時考えているところでございます。

今回、国より運用案として、これまで定められていなかつた屋内退避の継続または解除、一時的な外出などの考え方が示されたことは一定評価しているところでございます。

原子力災害は目に見えず、臭いもしないなど五感に感じないことから、実際の災害時におきまして、屋内退避とされた地域住民の方々にとつては、遠くに避難しなくていいのか、屋内退避はいつまで続くのかなど不

安を感じるところというふうに予想されるところでございます。そのため、一時的な外出や屋内退避の継続可否を判断された際は、その根拠などにつきまして避難住民が納得されるよう、平時の段階から丁寧に分かりやすく説明されておくことが大切だと考えております。

県としましては、住民、県民の安心につながるよう、国に対し、機会を捉えまして必要な意見を言つていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎大草男女参画・こども局長 登壇＝私からは、医療費助成のうち、ひとり親家庭等医療費についてお答えをいたします。

健康福祉部長からお答えいたしました重度心身障害者医療費と同様に、ひとり親家庭の医療費の助成方法も現在は償還払い方式となつております。利用者にとっては、医療機関での一時的な窓口負担が生じることや、助成を受けるために市町の窓口へ出向かなければならぬことが負担になつていると認識をしております。

こうした利用者の負担をなくすため、現物給付方式への移行を目指して、佐賀市が中心となり、二十市町で協議が進められた結果、令和八年十一月から全ての市町で現物給付方式に一斉移行することで合意がなされています。

県としては、現物給付方式への移行は、経済的に厳しく、仕事や家事、育児を一人で担うことが多いひとり親家庭にとって、市町の窓口へ出向いての申請手続が不要になるなど利便性が高まるものと認識をしております。

これまで県は、全市町による協議の場に参加するとともに、医師会や

審査支払機関との調整など市町による現物給付化の移行に協力をしてまいりました。

市町からは、移行に伴い医療費の増加が見込まれることから、県に対して、市町の財政負担が増えることに対する財政支援、国庫負担分が減額される国保ペナルティー廃止の国への働きかけといった要望がなされております。

このうち、国保ペナルティーの廃止については、国に対する政策提案を重ねており、引き続き要望してまいります。

市町の財政負担が増えることに対する県の財政支援については、現在行っている市町が実施している医療費助成への二分の一補助について検討を進めてまいります。

以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇＝私からは、教育行政についてお答えをいたします。

初めに、特別支援学校の一学級の児童生徒数についてでございます。

公立の小中学校や義務教育学校の特別支援学級は、学級編制や教職員定数の標準を定めた法律がありまして、いわゆる義務標準法と言われているものなんすけれども、一学級を八人で編制することとされています。一方、特別支援学校は、生活や学習上において、より自立に向けた支援が必要な児童生徒を対象とする学校です。こちらにつきましては、小学校に相当する小学部及び中学校に相当する中学部におきまして、それぞれ一学級を六人で編制することとされています。

学級編制基準など義務教育の根幹に関わることにつきましては、国において制度設計すべきものと考えております。引き続き特別支援学級の学級編制基準の引き下げや、それに伴う教員の定数改善について、国に対し働きかけてまいりたいと

思います。

武藤議員から、現場の先生のお声を御紹介いただきました。私もこれまで、市町立の小学校や中学校を訪問した際に特別支援学級の様子も拝見しております。専門的な先生を中心に、また、特別支援教育支援員もおられて、議員からお話にあつたように一人一人に合った学習内容で大変丁寧に授業が行われておりました。校長先生や担当の先生ともその後お話をさせていただきました。学校内外との連絡調整などを担つていらっしゃる特別支援教育コーディネーターの先生が、校長のリーダーシップの下、「チーム学校」として学校全体で理解が深まるよう核となつて活躍をされている様子を拝見しました。

そこで思いましたのは、先生の手厚い配置だけではなくて、専門性の高い先生、学校内で核になる先生、また、地域で核になる先生の存在が重要であると、そのように感じました。また、特別支援学級を担当する先生以外にも、学校全体で理解を深めることも必要であると改めて思つたところです。

県教育委員会としましては、今後ともこうした体制づくりに対する支援を行っていきたいと考えております。例えば、県立特別支援学校の教員や、医療や福祉、大学等の専門家を小中学校に派遣して助言などの支援を行うほか、地域の特別支援教育の核として活動することが期待される特別支援教育アドバイザーの養成研修を行っております。現在、約二百三十名の先生が学校現場にいらつしやいます。地域において、また、各校に配置されているコーディネーターと共に、各学校内において教職員全体への理解を深めていきたいと考えております。そうして学校全体として共通理解が得られることで、担当する先生にとつても

子供たちにとつてもよりよい環境がつくられるよう、今後とも県教委として支援をしてまいりたいと思います。

続きまして、特別支援学校の一学級の人数についてでございます。先ほど少し触れましたように、特別支援学校におきましては、小学部、中学部、それぞれの一学級を六人以内で編制しており、県内の各校には必要となる教員の配置を行っております。

議員から七人以上になつてているケースがあるのでないかというお話をいただきました。児童生徒の状況や学習内容に応じて、例えば、二つの学級を合同で二人の教員が連携して授業を展開することがございます。この場合、二人でチームを組みまして、一人の教員が授業を主導し、もう一人の教員が個別に質問に答えたり、支援が必要な児童生徒のフォローをしたりするなど、きめ細かな支援を行うことができるといった教育的効果が期待できるものと思つております。学校によつては幾つかのクラスでこうした授業を行つておられます。

今後とも、必要となる教員の配置をしつかりと行つてまいります。県教育委員会として、学校現場の教育活動を支え、県内の特別支援教育のさらなる充実に努めてまいります。

続きまして、県立学校のトイレの洋式化についてお答えをいたします。

家庭における洋式トイレの普及状況や衛生環境、バリアフリーなどの観点から、学校トイレの洋式化を進めるることは重要と考えております。

県教育委員会では、これまで老朽化した給排水管の交換に合わせ便器を和式から洋式に変更する工事を行つておりまして、令和七年三月末時点では、県立学校全体で児童生徒が使用するトイレのうち、洋式トイレの割合は五六・四%となつております。

また、洋式化に当たつては、暖房機能付便座や温水洗浄機能を導入するなど快適性を向上させるとともに、床につきましても水を流して清掃する湿式というものから、水を使わずに乾いた状態を保つ乾式化を行いまして、衛生面の改善や節水にも取り組んでおります。

学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場ですので、教育活動に必要な機能を確保するとともに、時代の変化に応じ、施設をアップデートしていくことが重要と認識しております。

今後とも、学校現場の意見、状況をしつかり押さえながら、トイレの洋式化を含めた教育環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県立学校の体育館の空調整備についてでございます。  
学校体育館は、その構造や立地環境、規模は一様ではなく、教室とは違つた課題、検討事項も多くあります。

県教育委員会では、体育館への空調について、これまで様々なタイプの空調設備について専門業者からのヒアリングを行つたり、空調を整備している県内外の学校や社会体育館の現地調査、既に導入を行つた県外自治体への導入の経緯や整備手法、使用感などの聞き取りを行つてまいりました。

年明けには県、市町合同で専門家による講習会や意見交換会を開催する予定しております。

体育館の空調整備に関しては、県内市町の具体的な動きも出てきております。県が集めた情報を市町に提供するとともに、市町から整備の考え方を聞くなど知見を共有したいと考えております。

空調設備には様々なタイプがございます。学校体育館の空調としてど

のようなものが考えられるのか、また、効果的、効率的な設備や、整備手法はどういったものなのかななど、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎武藤明美君 登壇＝それぞれ御答弁をいただきましたが、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、佐賀駐屯地に関する問題ですね。

知事もいろいろ心配な思いも持つてお過ごしだと思うんですけれども、オスプレイが佐賀に配備されるときに次々にやつてきたわけですけれども、その十七機のうちに一機は徳島に緊急着陸をしたり、もう一機は木更津を飛び立った後にまた木更津に引き返したりといったトラブルがあつたようです。二機がトラブルを抱えていたことが分かつたんだけれども、本当にこういった機材が今後どういうふうになつていくのか、そういう危険を抱えたままに佐賀に配備されているということを思えば、何事も起こらないようにと祈るばかりです。知事は十七機のうちにそういうトラブルを抱えたオスプレイが二機あるんだということを厳然たる事実として自覚していただきたい、そして、本当に県民に対して、不安なことがないようについてうことをしつかり目配りもしながら、情報も共有していただきたいというふうに思います。そういうオスプレイがあるんだということも自覚していただきたいと思うんですけども、どうお思いでしようか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、海水混合施設についてです。

この塩分のことを科学的知見を持つ有明海水産振興センターにきちんとその助言を受けたのかどうかということも申し上げたいと思うんです

ね。先ほどの政策部長の答弁の中で、低塩分のことでバリカン症と関係があるということを確認しているわけではないというふうにおっしゃつたので、それに関してになつてくるんだと思うんですけども、もし駐屯地からの排水量が問題ならば、すぐ隣の筑後川からの流入量と比べる必要があると思うんですね。二〇二四年十一月二日の大雨のとき、駐屯地からの排水量は一日当たり八十六ミリの降雨量で三万トンの水量だったと聞いています。一方、筑後川からの一日当たりの流入量は六百万トンで駐屯地からの排水量は〇・五%以下にすぎません。

防衛省の言い分、塩分対策が必要というのであれば、これまでだつて筑後川に大きな施設が必要だつたはずなんんですけど、しかし、そういうことはなくて、逆に雨が降れば、森、川、海へと豊かな栄養塩が有明海に注がれます。そして、先ほども言つたように、自然に海と雨が混ざり合つていくといった現象を、ずっとこの間、繰り返してきているわけです。

それで、夏の時期と違つて、秋から冬は夏と違いますので、それほど大雨にはならない。それなのに、なぜあのような規模の施設になつたのか、甚だ疑問なんです。水産振興センターからきちんとアドバイスを受けていたなら、あのような規模にしなくともよかつたのではないかなどいうふうにも思うんですけども、これは防衛省主導の計画だつたのか、それとも、アドバイスをきちんと受けた上でこういったことになつたのか、そこのところをはつきり御答弁いただきたいというふうに思います。漁業者または漁協から正式に出された要望なんでしょうか。それとも、文書は確かに令和四年十月三十一日の七項目にわたる要望の中にこれが含まれてはいるんですけども、文書は漁協とやり取りしながら政策部

サイドが文書としてまとめで出したのではないかというふうに思うんですけども、そういった科学的根拠がなくて、バリカン症と低塩分の関係とかが確認できないままに防衛省がそういう提起をしている、あるいは漁業者のほうも何とかしてくれというふうに言っている、だから、こういった文章になってしまったんではないかなというふうに思うんですね。

だから、何度も聞きますけど、有明水産振興センターからのアドバイスをちゃんと受けたのか、また、そういった施設が必要だということが、水産振興センターから、あるいは水産課から要望が出されたのかどうなのか、そこのところをお聞きしたいと思っております。

いずれにしても、掘削土が三十万立米ぐらいになつて、それが造成のための盛り土に使われたということで、構図は本当に不自然だなというふうに思うんです。公益性が高いから、使用料はもらわないと、もらわないでいいんだというふうなことのようですけれども、しかし、こういった使われ方をしている、建設発生土という形で利用されているといふこととのつながりで、やはり防衛省に大サービスの結果になつているんじゃないかなというふうに思いますので、その辺について、県民からそういうふうに思われるという点について、どんなふうに思つておられるのかお聞きしたいと思います。

それから、環境影響評価に関してですが、平行誘導路関係とか、それからオスプレイ配備に関してとかは改善する面もあるんだというふうにおっしゃったんですけども、大体この測定の仕方についてですけど、測定をするほうは、仮に何月何日に測定をするんだと決めて、ただその決めた日に測定をしているわけです。

ただ、実際に条件があるのか、オスプレイがばあっと飛んでいるときに低周波音をするのかどうなのかということは、その日にちがびたつと合っているかどうかということは分からんじやないかと思うんです。必ずしも自衛隊機が飛んでいるとは限らない。何月何日に測定しますということで測定をしておられるので、そういった測定のやり方ではなくて、正確な数値とはこれでは言えないでの、もうちょっと正確さを期すということで、条件を整えた上で測定をし直すというふうなことも必要なんぢやないかと思いますので、それについてどういうお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、原子力行政ですが、いつもこの問題をお聞きしているんですけども、乾式貯蔵施設と核燃料サイクルの問題ですが、知事としては、国が決めていくことで、あくまでも乾式貯蔵施設の使用済み核燃料は一時的な貯蔵をするものだという認識を示していただきました。しかし、何回も、結局今度も二十七回目になつても完成のめどが立つていません。そういう中で、一時的に貯蔵をしているんだと言うけれども、六ヶ所村に運び出すめどが立たない。だから、出来上がつたとしても、佐賀県にいつまでも使用済み核燃料がとどまることになつてしまふんです。だから、そういうことはやめて、とにかく中止を九電に立地県の意見としてちやんと言つべきではないかと思うんですけども、どうでしようか。

それからもう一つ、屋内退避の方針ですが、先ほども局長からおつしやつていただいたように、国の三日目の解除をするという判断については、どうもお聞きしていると、生活面のみのことで判断するのかなどいうふうに思つてしまふんですけども、放射能、あるいは放射性物質がどうなのかということが基準にならなきやいけないと思うんですけれ

ども、住民は線量計も持っていない。そして、そういった外出ができるということになれば、前提としては外出する人たちが全部被曝をするということが前提になってしまふではないかというふうにも思うんですけども、そこら辺がどうなのか、いろいろなこともお思いだということが分かつたんですけれども、だったら、いろんな意見、パブリックコメントみたいな意見を募る、明日まで締め切りになつてあるところに、県として行政としての意見を出していただきたいと思うんですけども、それはどうなんでしょうか。

これまで言つてきた医療費助成について、重度心身障害者のほうも協議が始められたと、市町でどうするのかということで協議が始まつたということをとてもうれしく思いました。

心身障害者の方お一人お一人の顔が浮かんで、あの方たちが喜ばれるだろうなというふうな思いもしました。本当に金銭的にも、それから体力的にも、何回も役場に通つたりというつらい思いを訴えられている人たちに早く聞いていただきたいし、そして、県が市町とこうやって話し合いをしているよということを知つていただきたいというふうなことで思つてゐるところです。

ひとり親家庭の医療費についても、二分の一はちゃんと補助しますよという御答弁だったので、本当にありがたくお聞きしました。

国保ペナルティーの問題が本当に絡んでくるわけですが、私も毎年、厚生労働省にも行つて、このペナルティー問題を担当の人たちとやり取りしながら、これは全国からの願いだと思うので、国保ペナルティーを取りのを早くやめてほしいということを訴えているところですし、県も引き続きそのことを頑張つただけたらというふうに思いますので、

これは答弁はいたしかなくて、頑張つていただきたいということを申し述べたいと思つております。

それから、教育行政ですけど、教育長から現場の実態も御覧になつての言葉をお聞きして、本当に現場のことを一生懸命考えていただいているなどいうふうに受け止めることができました。

ただ、支援員の人たちが掛け持ちだつたり、幾つも教室を見て回らなくちやいけないということもあるので、やっぱり教員の配置が問題だと思います。教員の配置がきちつとできるように、さらなる充実をしていただけたらというふうに思つております。

特に、特別支援学校並みの小学部、中学部の六人定員ということに、支援学級のほうもしていただけるというのが一番いいなと思うんですけども、せめてそういう立場に立つて、標準法が決めることではあるけれども、佐賀県が頑張つて少人学級を全国に先駆けて始めていただいたときのように、特別支援学級の定員を八人のところを六人で頑張ると、支援学校並みの定員にしていただけたらというふうに思ひます。やはり教員の配置、さらなる努力と充実を目指して頑張つていただけたらと思います。そういう方向が、県としての努力でできないのかどうなのか、そもそも教員が今、足りないという中で配置の問題が大変だと思うんです。けれども、そのことについてはどうお考えかお聞きしたいと思つています。

また、県立学校の体育館の空調整備ですけれども、いろいろなその後の動き、研究のやり方とかいうのもお聞かせいただいて本当にためになりました。

ただ、佐賀県の空調整備率は全国最下位ですよね。〇・八%、そして、

「ここを脱却していただきたいなと思つております。この前、決算委員会

で、私は総務委員会関係で私立学校への支援についての項目の中でお聞きしたところによると、私立学校の中でも体育館のエアコン設置にも県が支援をしているということも分かりましたので、ぜひぜひ県立学校で体育館でそういうことが早くできるよう、この全国最下位脱出を頑張っていただきたい決意を一言お願ひしたいと思います。

以上です。

◎議長（宮原真一君）　武藤明美君に確認を取ります。最後、教育委員会には答弁を求められておりますか。（「はい」と武藤明美君呼ぶ）分かりました。じゃ、そのようにお願ひします。

◎山口知事　登壇＝武藤議員の再質問にお答えします。

まず、佐賀駐屯地に関してでござります。

オスプレイについて飛行の安全というものはとても大切なことあります。これは県民にとっても、駐屯地の皆さんにとってもあると思います。確かにこれまで米軍の屋久島の事故など、大変重大な事故も起きております。自衛隊におかれましても、例えば、与那国の方案などもありましたので、慎重な運用を心がけているのではないかと認識しています。そうしたこともあって、例えば、予防着陸ですか引き返しだとか、そういうものもありましたが、これについては、私は慎重な運用を心がけていることの結果だと思っています。

これまで、佐賀駐屯地五ヵ月たつておりますけれども、防衛省は現在まで我々に示した運用計画に基づいて慎重な対応をしていただいていると私は認識しています。今後もこの慎重な運用につきましてしっかりと

注視してまいりたいと考えております。

続きまして、原子力発電所の問題について再度お尋ねがございます。いつ六ヶ所再処理施設につきましては強い問題意識を持っています。いつもかかるんだという意識は私も同じ思いです。ですので、今年の五月にも政策提案を行いました。そして、これまでも順繕り順繕りというこトではなくて、これはしっかりと責任持つて対応してもらわないといけないということは、様々な国の皆さん方にもお伝えしたところでござります。

私自身、この使用済み燃料再処理工場とMOX燃料工場については、もう近く、とも聞いておるわけなんですけれども、確かに二十七回目ということもありますので、現状につきまして県民環境部長から答弁をさせます。

◎前田政策部長　登壇＝再質問にお答えいたします。

改めてではありますが、海水混合施設でございますが、防衛省がノリ養殖への影響を懸念する漁協からの要望により整備をしたものということがでござります。

漁協の皆さんとは様々な場で意見をいたしましたが、その中で、漁協のほうからこの排水の比重について具体的に数値を示される形で要望を受けております。

具体的には、国造掘削門で十八以上、平和掘削門で十四以上ということでござりますけども、こういった具体的な比重をお示しいただいて、その上で施設の構造が決まっていったという次第です。もちろんこの過程におきましては、有明水産振興センターと十分に調整といいますか、意見交換も行つておりますけれども、意見は聞いているところでござります。

それから、筑後川の流量のお話もございましたけども、今回の海水混合施設は調整池としての機能も備えております。海水混合施設の集水面積は駐屯地ばかりではございませんで、佐賀空港や周辺農地も含まれまして、四百ヘクタールを超えるという面積になつております。極めて多量の雨水が集まります。海水と雨水を混合する際に、ノリの漁期でも大雨の際には既存の水路の容量を超えるということで、今回、七ヘクタールの規模の一時貯留池が必要になつたということでございます。

この施設の整備によりまして漁業者の不安が軽減される効果が期待できると、このように考えておるところでございます。

私からは以上です。

◎寺田地域交流部長　登壇＝再質問にお答えいたします。

低周波音の調査についてお尋ねがございました。

県としましても実態をきちんと把握する必要がありますので、条件を整えて実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

◎諸岡県民環境部長　登壇＝私は、六ヶ所再処理工場につきまして知事の答弁を補足させていただきます。

この再処理工場といいますのは、既に諸外国におきましては商業ベースで実施をした実績もございます。現在も稼働しております。

そういう中で、この六ヶ所の工場につきましては、現在、原子力発電に関する新規制基準、これに適合しているかという審査が行われているところでございます。確かに二十七回目ということで延期をずっと繰り返されております。現時点での最終目標としては、二〇二六年度中の竣工を目指されております。直近の日本原燃の社長の会見におきましては、

残り二回程度の審査会合で全ての説明を終了するというようなことをおつしやつておられます。

玄海原子力発電所の乾式貯蔵施設ですけども、これにつきましては、あくまでも一時的な貯蔵ということで説明を受けております。このため、我々県として、この施設の事前了解に当たりましては、使用済み燃料の早期搬出に向けた取組に万全を期すよう求めているところでございます。

この核燃料サイクルにつきましては、国と事業者が責任を持つて進めていくべきものと考えております。引き続きそのことを求めていきたいというふうに考えております。

◎高塚危機管理・報道局長　登壇＝武藤議員の原子力政策のうち、そもそも屋内退避に対して国に意見を申し入れるべきじゃないかという再質問についてお答えします。

まず、屋内退避の考え方を改めて申し上げますと、五キロから三十キロ圏内の区域に対して屋内退避という考え方が避難の手法として示されておりますけれども、この屋内退避中につきましては、無用な被曝を避けるために屋内にとどまることを原則としておりまして、その中で状況を見ながら被曝を避けるための手法の一つとして設定されるものでございます。

とはいながら、これまでの全国各地の状況の中で、この屋内退避を一体いつまで続けなくちゃいけないのかとか、病院に行きたけれども、外に出られるだろうかといった、そういった意見がございました。というのも、その国の方針の中で、そういった具体的な解除の基準とか一時外出の基準というのが示されておりませんでしたので、国に対してその要請があつたものでございます。これを受けまして国のほうで検討しま

して、その補足的な考え方として、今回、運用案が国のほうから示されたものでございます。

こういうことの経緯を踏まえまして、県としましては、これまで定められていなかつた屋内退避の継続の解除、一時的な解除の考え方が補足的に提示をされておりますので、県としては評価をしているところでございます。

とはいながら、議員からも御意見ありましたように、実際の状況で

は屋内、家にずっとどまらされている住民の方が不安な状況にあるのは事実でございます。そういうことは十分予想されているところでございます。

そこで、そのときに、自分は今、出ていいのかどうかという判断の目安、そういうものが今後具体化されるというのが一番望ましいといふうに思つておりまして、県としましては様々な機会を捉えまして、国に対して意見交換をしていきたいというふうに思つているところでございます。

以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ再質問にお答えいたします。

私には、まず一点目は、特別支援学級の一学級の人数を八人から六人へ、県の努力でできないかという御質問だつたと思ひます。

これにつきましては、やはり義務教育の制度の根幹に関わるものでございます。自治体の財源措置によつて異なるというものではなくて、そりたいと思つています。

県教育委員会としては、先ほど申し上げましたような体制のところの支援ですか、あと毎年増加している特別支援学級に必要な教員の確保

にこれからも努めてまいります。

それから二点目、県立学校体育館の空調整備についてでございます。

これにつきましては、やはりこれまで申し上げましたように、聞き取りとか調査などを行つてまいりましたけれども、やはりいろんなタイプの空調設備がございます。学校体育館の空調にどんな設備がいいのかですとか、整備手法などについて引き続きしっかりと研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

◎武藤明美君 登壇Ⅱ再々質問を行います。

駐屯地の問題です。

先ほどからお聞きしておりますと、この海水混合施設のことでの不安が減る効果があるんだということをおっしゃいました。この施設によって漁業者の不安が減るというその効果、科学的根拠はないけれども、とにかくこういう施設を造つた。それは防衛省がこの施設に三百八億円もかけて造つたということ、本当に軍事費がどんどん上がっていくはずだなというふうに思いました。

バリカン症についても、低塩分との関係があるというふうに確認しているわけではないということがあり、そして、この施設を造ることは不安が減る効果にしたいんだということでおなじみで、防衛省の本当に三百八億円もつぎ込む姿というのが浮き彫りになつたわけです。

この県有地の使用の問題では、法的には十二月一日の福岡高裁で、いわゆる県側の主張が認められたことになつたようなんですけれども、しかし、法的にはそうでも、住民目線と政治的にどうなのかというふうに私は思うんです。県は県民にオスプレイという危険なものを、またそし

て不安を押しつけて、国の言うとおりに——言うとおりでもないにしても、県民の財産を放出するという過大サービス、そしてその建設発生土を盛土に使わせるという、防衛省にとつては本当に大盤振る舞いをされているなというふうなことを感じるわけです。法的はどうであれ、私はここが本当に異常な構図に見えます。知事は、そういうふうに県民から、あるいはほかの方たちから見られているということについてどういうふうに感じておられるか、御意見を聞かせていただきたいと思います。

以上です。

◎山口知事 登壇＝武藤議員の再々質問にお答えします。

この佐賀駐屯地の問題というのは、国防というものの大きさということについては、昨今の状況から必要だということで私自身そもそも認識していたわけなんですかけれども、その上で要請があつたこの問題については、佐賀県民の様々な面に影響がある問題でありますので、しっかりと国、防衛省と対峙して、様々な交渉を行つて今に至るということで、私は先ほど答弁申し上げたように、この十年様々な交渉をしてきたことというものは、それでよかったです、そのまま受け入れていたら全く違う形の佐賀駐屯地になつていたと私は認識しているのです。

ですので、この過程というのはとても大事でありましたし、そのときに有明海漁協さんと県との約束事がありましたので、私は、その約束事を変えさせてくださいと、真摯に県議会の決議も受けて、自ら決断し、漁協と調整をいたしました。

そのときには、やはり漁協の皆さん方との信頼関係、そして、国と漁協との信頼関係という中で、様々な調整を行われている中で海水混合施設、要は比重の問題というものが出てまいりまして、それはとても大き

な問題だという御指摘を防衛省が真摯に受け止めて、それについては対応するということに私は尽くると思うんです。その誠実な対応をしていただしたことにお金が幾らかかるのかということについては、全くそのときには議論になつておりませんし、そういったことで、敬意を持つて、信頼と信頼を積み重ねていく中での話ということで御理解賜りたいと思います。

以上です。

◎下田 寛君（拍手）登壇＝皆さんこんにちは。県民ネットワークの下田寛でございます。

今日は、三問質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まずは、今回の質問に当たつて多くの方々から様々な御意見や思いを聞かせていただきました。全ての皆さんに感謝をささげて、質問に入らせていただきます。

まず初めに、ファクトチェックについてであります。

ファクトチェック、聞き慣れない言葉だと思います。これはつまり、ファクト——事実、これをチェック——確認をしていきましょうということです。私たちがこれから社会で生きていく上では、常にスマホを持ち歩くようになり、インターネットの情報は常に欠かすことのできないインフラとなっています。しかし、そこには大量の情報があふれ、特に最近ではA-Iの進化もすさまじく、生成A-Iやこの技術を活用したディープフェイク技術、SNSの高速拡散など、何が本当かうそか、また、本物か偽物かさえ、その境目が非常に分かれづらい時代になりました。そのような偽情報や誤情報を使うのみにすると不利益をもたらし、誤った判断の下、誤った行動に導かれてしまい、さらには社会の分断や

混乱にもつながりかねません。

また、私も実感として、最近のSNSは、いわゆるアルゴリズムで、そのメディアを見ている人の嗜好や趣味などその傾向を学習して、その人が好みそうな情報を提示するようになつておれ、情報が偏つてゐるなと感じる方や、出どころが分からぬショート動画を流し見して、その真偽を確認せずに直観的な判断で行動してしまつてゐる人に会うこともあります。

ただし、これは全く他人事ではなく、自分自身も常に誤った情報や偽物の情報にさらされているわけです。また、特に災害時などの緊急時には、誤った情報が短期間に社会に浸透してしまう危険性を十分にはらんでいるため、ファクトチェックを意識することは、これから時代に必要な重要な要素であると認識をしております。

そして、特に行政においては、世間で流されてしまつた偽情報や誤情報に巻き込まれることなく、正しい情報を発信することが今まで以上に求められます。

さらに最近では、宮城県知事選挙や兵庫県知事選挙をはじめ、根拠のない誤情報が短期間で大量に拡散し、行政側が否定のために動かなければならぬ状況が生まれました。また、佐賀県の近隣自治体においても、災害時に誤った情報を発信したため、住民に混乱を招いたことがあります。これらのことからも、偽情報の発信者が誰であるかは問題ではなく、悪意があつても結果として行政の信頼に関わり、そして、県民の判断に深刻な影響を与えるということが明らかになつた事例であると考えております。

また、このことは行政政治の意思形成が偽情報・誤情報に左右されか

ねないという状況をかいま見た事例でもあります。つまり、行政のファクトチェック機能は危機管理能力であり、AI時代である今、必要不可欠に求められる能力であることが浮き彫りになつてきていると言つてよいと思います。

そして、佐賀県においては、今挙げた事例ほどの大きなものはないと認識をしておりますが、例えば、佐賀県の公式交通安全キヤラクターの「マニヤー」や、県の「よろず支援拠点」、武雄市、吉野ヶ里町、鹿島市観光協会などの公式インスタグラムを装つたなりすましアカウントが相次いで確認をされています。ちなみに、私も偽アカウントが出てきて、困つたことがあります。

いずれもロゴやアイコン、画面デザインまで本物そっくりの画像を用いて、あたかも行政からの正式な案内であるかのように見せかけて、フォロー要請やDMを送つてゐるような事例です。こうした偽アカウントは、規模としてはまだ限定的だと思ひますが、行政情報に見える偽画像・偽投稿という意味では今後犯罪にもつながりかねないような、まさに誤情報の小さな芽と捉えられると思ひます。

このようなことからも、県名義をかたつた偽情報や誤情報、偽情報・誤情報に基づづく県民からの大量の意見や問い合わせ、災害時のデマなど、他県で起きてゐる現象が十分に起こり得ると考えられます。このようなことが発生したとしても、県が巻き込まれるリスクに対応し、県民に向けていかに正しく対応していくかということは非常に重要な点であると思ひます。

そこで、以下の三点についてお尋ねをします。

まず、偽情報・誤情報に係る県の認識についてであります。

偽情報・誤情報による行政への影響リスクについてどのように認識しているのかをお尋ねいたします。

二点目、偽情報・誤情報が県の信用に影響するような事象への対応についてであります。

偽情報・誤情報が県の信用に影響するような事象への対応に、県はどのように対応をするのでしょうか。

最後、三点目、災害発生時のSNSデマへの対応についてであります。災害発生時にSNSによってデマが拡散した場合に、県はどのような対応をするのでしょうか。

以上三点、御答弁をお願いします。

続いて、大きな項目二点目です。新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度についてです。

この高校入試の在り方については、子供の主体性を尊重するという観点から、特に出席欄の廃止について提案をしようと前々から考えていた

視点でした。既に義務教育では、不登校は問題ではないという位置づけになつていてもかかわらず、なぜか高校入試には出席欄があり、入試結果の参考にしていること自体がおかしいと思つていたからです。これから明らかに時代が変わります。私たちの時代は、誤解を恐れずに言いますが、取りあえず勉強がてきて、毎日学校に行つて、部活や課外活動を真面目にやつている生徒が優秀な子として世間で認知されている時代でした。

しかし、からの時代は社会構造も大きく変化し、価値観が変化していく中で、それぞれの魂の赴くまま、志を磨きながら個性を發揮してくれること、そして、過去の型にはめるのではなく、そういう若者のサ

ポートを全力で行う大人が求められている時代であり、子供も大人も人生にわくわくが止まらない、そんな時代になると感じています。

きっとこれからは、私の年代以上の人ではまず想像もつかないような天才性を発揮した人物がこの佐賀から育つていくことになるとわくわくしております。だからこそ、大人が変わらないといけない時代ですし、既存のやり方にとらわれない挑戦が求められているわけで、その一環として、この高校入試の在り方も変更していくべきという質問をしようと考えてきましたところ、今議会で高校入試の変更についての報告をいたしました。

この本件については、既に教育委員会より概略の説明が私たちには行われていますが、今回の入試制度の見直しが本県の教育行政においてどのような意義を持つのか。全国的な動向と県内の施策の流れの中に位置づけて議論することは非常に重要なことであると考えており、質問をさせていただきます。

まず、全国の高校入試制度が今大きな転換点にあるということを確認しておきたいと思います。文部科学省が二〇二五年度以降の合理的配慮の徹底を求めたことを背景に、調査書における出欠欄の扱いが見直され、欠席日数を合否判断から外す自治体が増加し、二〇二七年度入試までに十九の都府県が出席欄削除を決定しています。

生徒の学びの多様化が進む中で、欠席日数という単一の数字で本人の努力や学ぶ姿勢を評価することの限界が指摘されており、全国的な教育制度のアップデートが進行している状況です。

一方、佐賀県においても、不登校の児童生徒数が年々増加し、心の健康問題や家庭事情、学習のつまずき、学校環境との相性など、登校が厳

しくなる背景は多様化しています。こうした状況を踏まえれば、多様な学びを尊重する入試制度へ移行する流れは、本県の教育行政と極めて相性のよい方向性だと感じています。

今回のこの制度案において、調査書の出欠欄の削除を含めた新制度が検討されていることを知つて、私自身大きな安心を覚えました。なぜならば、これは佐賀県が全国に遅れて追随するというよりは、むしろ、これまで甲斐教育長を中心に積み重ねてきた教育理念や政策などが一つに収れんしていく改革であると私は認識しているからです。

佐賀県教育委員会は、これまで「さがすたいるスクールプロジェクト」、教育支援センター「しいの木」の強化、全公立学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など、学びづらさや困難を抱える子供たちに寄り添う取組を先行的に進められてきました。「さがすたいるスクール」は、教室という枠組みにとらわれず、子供が自分らしく学べる環境の整備を目的とした施策であり、「学びたい誰もが、安心して学べる、やさしい学校」の実現を掲げています。

また、「しいの木」の機能強化は、不登校などで悩む子供たちの学び直しや心の回復を丁寧に支える取組として、現場からも高い評価を受けていると認識しています。

さらに、本県は全国に先駆けて、全ての公立学校にスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置して、子供たちの心の支援や家庭との連携体制を整えてきました。

ただ、それでもまだ、実際に私も相談をいただきますが、一人悩み続ける子供や家族がいることは、課題として捉えておかなければなりません。しかし、こうした一連の取組は、多様な子供の学びを認め、伴走す

る教育への確かな方向性を示すものであると認識をしています。

今回の高校入試制度改革は、これらの理念や施策を入試制度という最も象徴的で、子供たちにとって最も影響の大きい場面にまで反映させるものであり、いわば行政の理念、現場の支援、入試制度、この三者を一本化する最終工程の一つであると捉えています。

また、本県が直面する人口減少と県外流出の加速は、現在も県立大学構想における人口減少への歯止めの議論と同様、大変深刻であり、今後十年を見据えたとき、若年層の県内定着をどう確保するかは避けては通れない政策テーマです。

魅力的な高校に挑戦しやすい入試制度があり、そして安心して志望校を選べるものであるかどうかは、県内高校を選ぶ動機づけにもつながり、県内進学率の向上という観点でも、とても重要な意味を持つことになります。

つまり、今回の制度改革は、全国動向を踏まえつつも、本県がこれまで積み上げてきた教育理念や施策との整合性を強化し、子供たちにとっての学びの入り口をより開かれたものにする改革だと私は受け止めています。

そこで、以下の二点についてお伺いします。

まず、高校入試制度の見直しの考え方についてです。

今回、どのような理念と観点に基づき、高校入試制度の見直しを行われたのでしょうか。

次に、新制度実施に向けた今後の取組についてです。

制度改正が円滑に定着するよう、今後どのような取組を進めていかれるのかお尋ねします。

この入試制度は、多くの子供たちにとつて初めての大きな挑戦であり、自分の将来を、自分で選び取る重要な機会です。本県の教育理念である子供の主体性を尊重し、学びを応援するという方向性が今回の改革を通して、さらに現場に浸透し、全ての子供たちが安心して未来に向かって挑戦できる入試制度となることを期待して質問を終わり、答弁を求めます。

続いて、最後です。万引き対策について質問をさせていただきます。

この質問については、県内に店舗を構えるコンビニ、スーパーやショッピングセンター、ドラッグストア、家電量販店などで働いている方々とのお話の中で出てきた話題の一つです。その話の中で、現場の声としていただいたのは、万引きの対応について、店舗従業員の業務負担、精神的負担が非常に大きいというような切実な訴えでした。

万引き被害そのものもちろんですが、万引き後の確認作業、店舗としての対応、気を張り続ける緊張、これらが従業員に重くのしかかり、損失はもちろんですが、現場で働く方々の心身にも影響が出ているというようなお声でした。

また、企業としては、対策しているが、費用もかかり、十分な対応ができるいない。防犯カメラやタグの導入は効果的であっても、コスト面からちゅうちょせざるを得ない。設備投資をしたくても、経営状況や、特に小さい店舗では厳しいなどの費用面での課題もいただきました。

実際にセルフレジで商品をスキヤンして支払わずに帰る、いわゆるかご抜けについて被害のデータのある事業所からいただきました。今年の上半期でも数百万円程度の被害があつたと。ただし、回収率は5%に満たず、しかも一件の平均被害額は四千円程度であつたと。小さい商品

が万引き被害に遭つて、それが積み重なつていてる状況がかなり多くあるようです。もちろん出口への人の設置や検知カメラなどの対策はしているということでした。

そして、これはうわさベースのお話ですが、県内のあるコンビニがなくなつた、その原因が万引きによる莫大な被害があつたという話も聞くこともあるつて、もしかしたら、警察まで被害を届けているのは氷山の一角で、現場では仕事に忙殺されて、万引き被害に對して泣き寝入りしている人が多くいるのかもしれないというふうに認識をしております。そのため、実効的な対策を講じたくても、やりたくてもできないという状況が生じていて想定されます。

さらに、万引きは一企業では対応し切れない問題であるという声もありました。これらの背景には、さらなる消費者教育の充実、福祉的サポートの必要性などの社会的課題など、個々の店舗が努力しても解決でききない構造的な問題があるようです。

また、対策費用の負担を軽減できる補助金など、行政による支援が必要だという声もあり、実際、佐賀県内においてそういう制度はあります。現場まで浸透していないのであろうということも感じました。

これらのことからも、現場の方々は心を悩ませているにもかかわらず、一企業の努力だけでの対応にも限界があるので、これが容易に推測されます。

そこで、全国の万引き被害などの資料を読み込んでいると、資料によつて様々なデータはあるのですが、全国の万引き被害額は三千五百億円規模と言われており、昨日、藤崎議員の質問に対する答弁でもありましたSNS型投資・ロマンス詐欺の全国の被害額は十九億円、ニセ電話

詐欺の全国被害額は一千九十六億円と言われております。もちろんこれも氷山の一角なのでしょうが、これよりも多額と思われる被害が、万引きによって佐賀県を含む全国で発生していることになると言つていいと 思います。

また、働く現場の人たちから聞いたお話についてさらに調べていると、流通業界最大の労働組合でありますUAゼンセンさんが二〇二四年四月に公表した回答数二万一千八百四十件の万引きアンケート調査があり、その調査結果を見ていると、佐賀県内での聞き取りと非常に近い状況を示していました。

少しこの調査結果をお伝えすると、従業員の五四・三%が万引き対応に負担を感じていると回答しています。さらに、その負担の中身としては、万引き後のロス調査が五九・五%、警察への届け出が五五・六%、犯人への対応五三・三%と、どれも半数を超えていて、全国規模で見ても万引き対応は現場の大きな負担になっているという実態が明らかだと感じます。

さらに、現場の人たちからも、高齢者の万引きが多いという声があり、実際に増えているようで、高齢者が原因で万引きを行う人が増えているという話も聞きます。

これから本格的な超高齢化社会を迎えるに当たり、様々な社会的要因が関係するケースが増える可能性もあるとされています。万引きを單なる犯罪対策としてではなくて、地域全体で理解し、総合的に取り組む必要がさらにこれから求められます。

以上の現場の声や全国的な調査データを踏まえて、次の二点について質問をいたします。

まず、万引き防止に向けた県警察の取組についてです。

県内の万引き件数の現状やその傾向、被害額の状況を踏まえ、県警察としてどのような防止対策を進めているのか伺います。

また、企業側から伺った、対策をしたくても費用負担が大きい、制度があつても利用が難しいという声を踏まえて、市町との連携や制度の周知、防犯設備導入等への支援など、現場に寄り添つた対策をどのように講じていかれるのか。そして、このような万引き被害や働く人たちの環境や精神的負担などについて、一度調査を行つた上で対策を練る必要があると考えますが、県警の考えについてお尋ねをいたします。

続いて、超高齢化社会を見据えた今後の取組についてです。

高齢化の進行に伴い、生活環境や社会的なつながりなどの社会的要因を持つ万引きも増えている可能性が考えられます。こうした課題に対して県警察としてどのような認識を持ち、どのような対応強化を図つていく考えなのかをお伺いいたします。

以上三項目、誠実な答弁をよろしくお願い申し上げまして、質問を終ります。（拍手）

◎議長（宮原真一君） 暫時休憩いたします。  
午後零時五分 休憩

○ 開  
議

◎副議長（八谷克幸君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

下田寛君の質問に対する答弁から開始いたします。

◎高塚危機管理・報道局長 登壇＝下田寛議員の御質問にお答えします。

私のほうからは、問一、ファクトチェックの三項目についてお答えします。

まず、偽情報・誤情報に係る県の認識についてです。

現代社会は、スマートフォンの普及や情報発信のツールの多様化、生成AIの技術の進歩により、個人が簡単に情報を発信できる環境となっています。利便性が高まる一方で、真偽の判断が難しい情報が大量にあふれています。これらが行政に対してリスクとなる可能性が高いと認識しております。このようなリスクに適切に対応できるよう備えが必要と考えております。

続きまして、県の偽情報・誤情報が県の信用に影響するような事象への対応についてお答えします。

危機管理は未然に防止することも大切ですが、発生した際に、損失、いわゆる被害を最小限にとどめることができます。重要なのはスピードで、迅速で正確な情報の把握が必要となっています。

偽情報・誤情報が発信され、県の信用に影響する事象が生じた場合、県におきましては佐賀県危機管理基本マニュアルに沿って対応することしております。

その上で、偽情報・誤情報の発信源が特定できれば、発信元に連絡説明の上、情報の訂正や削除を求めるとしております。発信源が特定

できない場合におきましても、事象のレベルに応じて記者会見やプレスリリース等によりまして、報道対応や県民への正確な情報発信を行うことで事態の収拾に努めているところでございます。

特に、県民の不安な声に対処する必要があると判断した場合には、コールセンターを設置しまして、直接県民とやり取りをすることで県民の不安の払拭に努めているところでございます。

続きまして、三項目めでございます。災害発生時のSNSデマへの対応についてです。

災害が発生したときの対応におきましては、特に情報の量やスピードが重要でございます。SNSからの情報も災害時には貴重な情報となります。

一方で、残念ながら悪意を持つて発信されている偽情報がある場合もありまして、SNSの情報はあくまでも参考情報として取り扱い、情報収集の手助けとして活用しているところでございます。

しかしながら、ほかに情報がない場合も考えられることから、情報の信憑性を確認しつつ、特に災害対応におきましては空振り覚悟で対応することも必要と考えているところでございます。

救える命を救うことを最優先としまして、様々な情報を確認しながら臨機に対応してまいります。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇＝私からは、新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度についてお答えをいたします。

初めに、制度の見直しの考え方についてですが、制度見直しに当たりましては、「自分で自分のことを決められる子どもに育てたい」という

佐賀県教育大綱の理念を踏まえております。子供たちには、知識だけではなく、思考力や判断力を身につけ、自分の思いや考えを自分らしく表現できるように、また、これからどのように学んでいきたいか考えていてほしいと思っています。

高校を受験する皆さんには、進路選択に当たって、しっかりと自分の

思い、考へでここに行きたいという高校を選んでいただきたいというふうに思つております。そうした生徒の意欲や思いと高校の目指す姿、スクールポリシーをより適合、マッチした制度にしたいと考え、今回の見直しを行うこととしました。

これまで有識者等で構成する県立学校教育懇話会において、また、県教育委員の皆さんとも議論を重ねてまいりました。

新制度は、現在の中学生を対象とし、令和十年度入学者選抜から開始する予定です。

今回の見直しのポイントは大きく二つありますて、一つは多面的な評価です。

受験生が自ら取り組んできたこと、これから高校生活において学びたい、チャレンジしたことなどを作文やプレゼンテーションなど、自己表現を通して直接表現できる選抜方式を新たに設けました。これにより、教科の学力だけでなく、多面的に評価することとしています。

ポイントの二つ目は選抜実施時期の見直しです。

現在、特別選抜を実施している二月上旬に募集定員の大半の選抜試験を実施することとしました。これにより生徒たちは、早い時期から県立高校を含む多様な進路の選択肢を持つた上で、自らの将来像を考え、自分が進みたい高校を選択することができます。県内中学生の県外流出に

歯止めをかける効果もあると期待をしております。

また同時に、調査書の様式についても見直しを行つております。中学校における出欠の記録欄は削除する方向で考へています。様々な思い、事情を抱えた生徒がいると思います。多くの受験生が安心して受験に臨めるよう、制度全般にわたつて対応を行つてまいりたいと考えています。

次に、新制度実施に向けた今後の取組についてでございます。  
新制度の公表後、県内公立中学校に丁寧に説明を行うとともに、県教育委員会のホームページに質問専用ホームを設け、広く質問を受けるようになります。今年度中に回答を取りまとめ公表するとともに、新制度の周知を図つてまいります。

今後とも、教育現場などの声を聞きながら、新制度の詳細を詰めていくとともに、関係各所、関係の皆様に丁寧な説明を行つてまいります。子供たち、受験を考える皆さんに分かりやすいよう、チラシ等も作成し、お知らせしていきたいと考えています。

子供たちが自らの将来像を主体的に思い描くことができるよう、また、高校を受験する皆さんが安心して進路を選択できるよう、今後、新制度の内容の具体化を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎福田警察本部長　登壇　万引きの防止に向けた取組についてお答えします。

県内における万引きの認知状況を見ますと、本年中、十月末時点で認知件数五百三十四件、被害額は約五百八十五万円となつております。

認知件数は、平成十三年には年間千百六十件であったものが、その後減少し、令和元年には四百九十七件と最少となつたものの、令和五年か

ら増加に転じ、本年十月末までの五百三十四件は前年の同時期に比べ四十七件、九・七%の増となつております。

被害額についても、平成十三年の約二千三百七万円から減少傾向にあつたものが、本年から増加に転じ、本年十月末までの約五百八十五万円は前年同時期に比べ約百八十四万円、四五・九%の増となつております。

また、昨今、いわゆるセルフレジを設置する店舗が増加していること

により、支払わずにそのまま通過するときには窃盜ですけれども、商品の値段のシールなどを貼り替えて本来の価格よりも安く支払う犯行手口などが見られるところ、こういった手口は、分類上、これは万引き、窃盜罪ではなく欺罔、つまり、だますという行為が入りますので、詐欺になりまして、法令上はセルフレジの場合ですと電子計算機使用詐欺などの罪名を適用するものであります、もちろん万引きと同趣旨の問題であるものと認識しております。

また、万引きについては、本年中、十月末までに県内において三百四十八人を検挙しておりますが、その被疑者の年齢構成を見ると、二十歳未満が約一割、六十五歳以上が全体の約半数という状況にあります。また、他県におきましては、換金や転売を目的として、組織的に大量に高額な商品を窃取する悪質な犯行も発生しているところであります。

こうした情勢を踏まえますと、万引きについて取り締まりを徹底する

とともに、たかが万引きなどと万引きを軽視する風潮を払拭し、万引きを許さない機運を醸成する必要があると考えております。もとより、こうした風潮を放置すれば、社会の規範意識の一層の低下を招き、万引きのみならず、他の犯罪の発生を誘発するおそれもあると考えております。

そのため、県警察におきましては、店舗や事業者から被害に係る届け出を得た際は迅速かつ厳正な対応を講じることとしており、申し上げましたとおり、既に本年中、三百四十八人の検挙に至っております。

また、万引きの被害に遭つた店舗や事業者の方が警察へ届け出るに当たり、その店舗等の方の時間的な負担ができる限り軽減するため、万引きに特化した簡易な様式の被害届により届け出を受理するという運用も行つております。

他方で、万引きをさせない社会づくりも重要であると考えております。万引きを軽視する風潮を払拭し、万引きを許さない社会機運を醸成するため、県警察におきましては、事業者や関係団体と連携を図るとともに、例えば、大型商業施設等において各店舗内を警察官が巡回したり、広報誌やウェブサイト等に万引きは犯罪であることを改めて周知啓発したりするなどの取組を講じております。

また、「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、事業者等を対象に防犯責任者養成研修会を開催し、その機会に万引きの発生状況やその犯行手口に係る情報共有、防犯カメラの設置や店舗内における死角のない陳列手法等の万引きの防止に配慮した施設整備・運営などについて助言や指導を行うなどしております。

また、万引きの実態について調査をしてはどうかという御指摘をいたしました。

警察が認知した、つまり警察に届け出がなされた万引きの被害につきましては、申し上げたように迅速かつ厳正に対応し、その過程を通じまして、被疑者の犯行手口や属性、犯行に至る経緯など、その傾向などを含めて把握しております。その実態に関する調査を別途実施すると

といったことは現時点においては考えてはおりません。しかしながら、議員御指摘のとおり、警察に届け出がなされていない被害の実態もあるものと我々としても認識しております。より実態を正確に把握すること

は的確な対策を講じる上でも非常に重要であると考えております。したがいまして、先ほど御紹介いただきました年間三千五百億円の被害が推計される、これは民間団体の推計であると承知しておりますが、こういった他の機関の推計の状況を参考にしたり、また、県内の店舗などの事業者の方々や業界団体の方々から、実際に万引きの被害実態に係る状況をよく伺うことにより、引き続き県内におきます万引きの最新の実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

またあわせまして、被害店舗、事業者の方に対しましても、万引きの被害を認知した際の警察への速やかな通報についてお願いしたいと考えておりますし、またその際の対応におきまして、先ほど申し上げたような被害届の様式を活用するなどして、できるだけ事業者の方々への御負担となりませんよう努力したいと考えております。

県警察におきましては、万引きの防止に向けた取組について、引き続き、その発生状況や犯行手口などを踏まえて、種々の措置をしつかりと講じてまいります。

続きまして、超高齢化社会等を見据えた今後の取組についてお答えします。

一般的に万引きの被疑者は少年から高齢者まで各層に広がっているところでありますが、申し上げたとおり、昨今の県内の状況におきまして、本年中、十月までの検挙被疑者の約半数が六十五歳以上の高齢者であるという実態が見られるところであります。

前提としまして、万引きは犯罪ですので、被疑者の年齢や属性にかかわらず、警察として厳正に対処すべきものであると考えております。

しかしながら、その実態としましては、被疑者によつては、特に当人が高齢であるという影響から、中には犯行に至った経緯のうちに著しい生活困窮や認知症をはじめとする病気などの事情が伏在している事例も見られるところであります。

したがいまして、県警察におきましては、これは個別の状況に応じまして、例えば、検挙した高齢の被疑者について、当人が自活能力に著しく欠けていたり、認知症をはじめとする病気等の影響により再度の犯行に及ぶおそれが大きい場合、また、当人について、その周囲に日々の生活を監護、支援する者がない場合などの状況が認められるときは、当人が再び万引きに手を染めることのないよう、それぞれの事情に応じ、例えば、市や町の地域包括支援センターや生活保護担当課などへ状況を共有するなどしております。

もとより、こういった事柄につきまして、警察として対応できることは限られているところではありますが、高齢者による万引きについて引き続き、特に被疑者の検挙後におきまして、申し上げたような個別具体的の状況に応じた措置を講じるなど、的確に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎坂口祐樹君（拍手）登壇＝自由民主党の坂口祐樹でございます。

質問に入る前に一点御報告をさせてください。昨年七月に六つのがんが見つかって、下咽頭にステージ4、食道にステージ2、足してステージ6の告知を受けました。議会の皆様、そして執行部、私の地元の皆さ

んをはじめとした県民の皆様に御心配と御迷惑をおかけしました。そして先日、寛解という診察をいただきました。（拍手）ありがとうございます。私も医療用語をよく理解できませんけれども、一時的にがんが消えかかっている状態にあるというふうに認識をいたしております。

お支えをいただきました多くの皆様、そして命に縁をいただいたということに感謝をしなければならないと思っています。そして私は、どちらかというと、人の痛みに鈍感であったような気がいたします。しかし、今回の経験を糧にしながら、人の痛みに寄り添いながら、人の命と健康についてもライフワークの一つに加えて、これから旧に倍して努力を続けていきたいと思っています。皆様におかれましては、引き続きこれまで同様優しく御指導いただければ助かります。

それでは、今議会、六項目の質問をさせていただきます。三十分で終わります。多少地域性に偏りがありますけれども、ここは御容赦をいただきたいと思います。

まずは一項目め、西九州新幹線についてであります。

全部で二点、まずは一点目、現在の状況について確認をさせていただきます。

動くか動かないか、財源だけの問題ではない。

私は、以前お話をしたことがあるように、知事がフル規格に対しても向こうな決断をしたときにどんどんと進むという話をした経緯がある。しかし、このことを結論づけるのは、私は知事ではないという話もしました。県民です。七十八万県民の皆さんが決断したときこそ、知事が代表して決断をするときなんだろうと思っているんです。じゃ、県民の決断とは何ぞや、私は理解だと思っています。

今、フル規格に対して賛否があります。——賛否ではないですね。要是フル規格を強く推している人、そして、強く反対している人を私はあまり知りません。どちらかというと納得できない人、私も含めてですね。昨日の議論を聞いてみますと、やっぱり簡単に議論が前に進むような状況ではないとも認識をいたしました。

今、クローズアップされているのは佐賀県の負担軽減です。もともとフレーゲージのときには二百二十五億円、これなら何とか負担できるであろうと。それが六百億円台、八百億円台、今は千四百億円以上という話の中で、なかなか納得しづらい状況の中で佐賀県の負担を減額しなければならない。このことが今議論の中心にあるように思いますけれども、それだけではないというふうに思うんですね。

ですから、まず一点目にお伺いするのは、現在の状況についての知識についてであります。

次に二点目、県民の理解の必要性についてであります。

私たちは、過去と将来に対し責任を持てる、そんな議論をしなければならないと思っています。五十年前から始まったこの新幹線の議論です。まだ半分しかできていません。残りの半分をどうするかということに対して、私たちは結論を導き出す、そんな議論をしなければなりません。そういう状況下で事が動くか動かないか、大きな山です。この山が動くか動かないか、財源だけの問題ではない。

先月の地元紙を見ると、この新幹線に対して佐賀県負担分について減額へ国が法令改正を検討すると、このことに対する山口知事が「とても価値がある」という発言をされたと、そんな見出しがありました。このことをもって事が動くかもしねないと感じました。そして、私もできるだけ早くこの議論に参戦をしなければならないとも思いました。しかし、

今の対面乗りかえ方式を、私は放置していいとは思えない。しかし、佐賀県が言う一千四百億円もの負担をして、フル規格を整備することを、今決めていいかというと、私は納得していません。私の周りの皆さんも納得していません。それは財源の問題しかし。そして、私たちは、並行在来線に位置づけされて、経営分離ではなくて、今は上下分離方式ですけれども、大変苦しい思いをしました。これから、鳥栖から武雄の皆さんたちがその思いをするのかもしれない。しかし、よくは分からないんですね。並行在来線がどの区間に当たるのか、JRはどの区間を経営分離するのか、経営分離したら特急は、普通列車はどうなるのかよく分からぬ。しかし、皆さんが想像しなければならないし、議論をしなければならないんですね。そういう状況の中で県民の理解です。

私の周りの皆さんでいう県民の理解、当然、佐賀県の大きな財政負担もあります。これは多くの県民の皆さんたちが多分背負っているんだろうと思うんです。そして、並行在来線、私たちのこの長崎本線においては一定区切りがついたのかもしれません。上下分離方式、新たに生まれる経営分離区間の皆さんについてはこれから考えなければならない。私の地元でいう理解とは、それは振興策です。振興策なるものは、新幹線で不利益を受けた地域に対しきちつと手当てをする、このことが振興策というふうに私は理解をしています。この振興策が終わっていない。だから、なかなか新幹線に納得、理解を示すことができないんであろうと。私はそういう地域の代弁者ですから、そういう皆さんへの思いや声を聞きながら、こうやって議論をさせていただいています。

県民の理解、具体的には分かりませんけれども、何となくですが、じや、どれぐらいの人が、全ての皆さんたちが賛成が反対に、反対

が賛成に、そんな流れはなかなか起きにくい。しかし、多くの皆さん、が納得していない、理解をしていない人たちが理解を示すときが来るのかもしれない。それは大体どれくらいなのか。私の感覚で言うと三分の二です。約七割の皆さんたちが理解を示したときに、山口知事は大きな決断をしていいのではないかというふうに私自身は感じています。

この県民理解の必要性について、県民の理解と知事の判断、このことについて知事の見解をお伺いいたします。

全部で二点、まず一点目、来春のダイヤ改正についてですが、上下分離区間の上の部分ですね。

私は今日、肥前鹿島駅から特急「かささぎ」に乗ってはきませんでした。なぜかというと、なかなか利用しづらいからです。私は、三年前までは結構利用していたんですね。利用したいときに利用できる環境があつた。一時間に一本あるんですけども。上りも下りも乗つて帰つてくることができた。時間が見て、たまたま乗りたい時間に電車があつたときができた。時間が見て、たまたま乗りたい時間に電車があつたとき初めて乗れるんです。そして、今回通勤をしようと思つて、「かささぎ」に乗つてみようかなと思いました。しかし、早過ぎて遅過ぎる、ちょうどいい時間帯がない。普通列車で来ようとも思つていましたけれども、なかなか乗り換えに慣れていませんから、浜駅だ、江北駅だと乗り換えをしようとするときも、もし間違えて変なほうに行つたら、遅刻したら大変なことになりますので、安全な策として車で来ました。

来春のダイヤ改正、今クローズアップされているのは「かささぎ」の減便です。三年前まで、私が初当選をさせていただいたときは多分、五

十三本あつたんですね、鹿島上下。それが五十本ぐらいになつて、三年前は四十五本から十五本、要は徐々に減らされていつたんですね。今、十四本を来春十本に減らす、マイナス四というお話なんですね。

今日は乗ることができませんでしたけど、JR九州が佐賀県に対してこの申し入れをしました。マイナス四、上下二本ずつ。

肥前鹿島駅から通勤者の方が約百五十人いらつしやいます。六時台、七時台の電車、大体肥前鹿島駅から上りが七本ですから、朝三本、日中二本、そして、夕方二本なんですね。その帰りは当然通勤者ですから、朝一本、日中二本、そして、夕方三本で帰つてこられる。朝と夕は一定のお客さんがいらっしゃいます。しかし、日中は、本数がないわけですから、なかなか乗りにくい環境がある。

私も確認をしなきやならないという思いで、この間、江北から鹿島間を先週乗つてきました。四つの列車に乗りました。まずは江北から鹿島に向かう列車は「ふたつ星」です。たまたま予約が取れました。にぎわっていました。これは観光列車、大成功ですね。江北駅、そして、肥前浜駅ではおもてなし、皆さん方は旗を振つて、そして地元の名産を振る舞う、そして乗客の半分は日本人、半分は外国人、すごく幸せそういう空間でした。空いている席はほぼありませんでした。すばらしい取組だなと思いました。

そして、二本目は鹿島から江北、これは減便対象の特急「かささぎ」でした。一両目から六両目まで歩いたら、計十八名の方が乗車をされていました。

そして、三本目、江北から鹿島、これは減便されない「かささぎ」でした。二十一名の方が乗車。

そして四本目、鹿島から江北は普通列車に乗つてみました。これも二十名前後でした。悩ましいなと思いました。

今回、佐賀県は、減便に対して、JR九州に対して反発の姿勢を示していただきました。それは鹿島市や太良町の皆さんのが声を聞いた上で反発をしていただいた。約束が違う、あの減便はフリーゲージが前提だったはずですよ。そもそもJR九州がフリーゲージを望まない、この発言をもって国交省がフリーゲージを断念した経緯がある。そんな中で、フリーゲージが白紙になった。その原因をつくったJR九州が佐賀県に相談をしたかどうか、分かりませんけど、減便を打ち出した、地元の皆さん理解なくして。当然の反応だと思つたし、地元の一人としてありがたいとも思つた。

それに対しても、私はテレビのニュースで見たときに、JR九州の社長さんがそのことに対する何となく反発されたような映像が映されています。私たちはそもそもその約束がなければ、十四本を守つていませんよみたいな発言をされたんですね。少し悔しい思いをしましたけれども、一理あるのかもしれないとも思つた。どちらも間違いではないのかもしれない、そういう約束なんでしょう。

そして、私は、鹿島から江北、朝夕を除けば二十人前後の方が乗車していることを受け止めて、すごく難しいですね。堂々と残してもらわなきや困りますよと言える数か。これが二人ならば、何とか代替の交通手段を提供してという話になるのかもしれない。二百人だつたら、JR九州は減便と言わないのかもしれない。しかし、二十人です。私たちはこれを受け入れるべきなんでしょうか。しかし、多分、強制的に受け入れなければならぬんだろうなと思います。幾ら公共交通機関、幾ら国鉄

の後を背負うJR九州といえども今は株式を上場した民間会社です。最

後は、佐賀県、そして鹿島や太良の皆さんたちの意思を無視してまではないけど、聞き入れることなく、多分提案された減便を実行されるんであろうなというふうに思います。

私が思うのは、信頼関係の構築ができるいなかつたことについての寂しさなんですね。太良町や鹿島市、市町がJR九州と信頼関係を構築するのは簡単ではないと思っています。仕組みとして、市町は地域住民の皆さんとの声を聞いて佐賀県に届ける、佐賀県がJR九州にその声をまとめて届ける。それを定期的に意見交換、往復の作業をしているはずなんですね。しかし、今回の報道を見ていると、信頼関係は構築されていないということなんだろうと思わざるを得ない。このことが将来に対しても不安を残すということです。今回の減便は三年後の減便につながるんではなかろうか、下手すれば一年後の減便に、私たちは毎年ダイヤ改正でびくびくしなければならないんですかというお話です。ですから、信頼関係を構築していく必要があるんだろうと思います。

このダイヤ改正について、今後どのように対応していくのかお伺いします。

二点目、鉄道施設の維持管理についてですが、主に除草の話です。上下分離の下の話です。

これもおととい、道路の維持管理についての除草の話が議論されていました。私の地元でもしょっちゅう同じ要望を受けます。年に一回じや足らんと。最近の草の生え方は昔と違うよという話なんですね。夏一回では足らんと。梅雨明けに、そして夏前に、夏の終わりに、要望を私たちもいただきます。しかし、なかなかかなえることができない状況が続

いているんです。

建設会社に委託、地域に委託、そして私が今回提案するのは鉄路です。鉄路は年に一回も残念ながらなされていません。建設会社に委託もされていません。そして地域にもそうです。すると、雑草の中に木が生えます。すると、その木が二、三年もすると、大木までいかないけれども個人ではなかなか除去できない木に育つて、そして数十年もすると大木になります。大木になった木が私たちの地元にあるということです。

JRの敷地は、安全管理の上で、なかなか人々が簡単に入ることでききない。草の生えどるけん、ちょっと除草をしてあげようなんてことはできない状況の中で、木が生い茂っている状況を私たちはこれまで放置した。私も三年前から要望を比較的多く受けるようになつてきましたけれども、なかなか具体的に除去できない時期がずっと続いた。しかし、もう限界ですよというお話。

景観のみならず、地域住民の皆さん的生活にも影響を与えていく状況がかいま見えましたんで、もう何とかしなければならないというふうに思います。今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

三項目め、国道四百九十八号の鹿島ー武雄間の整備についてあります。

新幹線着工から約十八年、新幹線開業から約三年、鹿島と太良の皆さん多くの望みがこの四百九十八号、具体的な振興策がこの四百九十八号だったんですね。

佐賀県は十八年前に青写真まで示したんですよ。佐賀県もそのことを認識していたんですよ。特急が減る、鹿島、太良の皆さんたちは武雄に行く機会が圧倒的に増える。だから、四百九十八号、武雄から伊万里も

大事だらうけれども、この区間はより大事だ、佐賀県が理解したからこそ、青写真まで示して提案をしたんですよ。しかし、残念ながら実行に移されませんでした。新幹線に鹿島が同意をしなかつたからです。同意をしなくとも、三者合意、JR九州が新幹線開業後二十年間、上下分離方式で上物を運行するというウルトラCをもって、地元の同意は必要なこと、着工五条件の大変なこの一つを無視してもいいということになつたんですね。

そういう状況下で、鹿島への振興策、そしてその一番大切な四百九十八号が放置された。そして、知事が代わって、認識を改めていただきました。結果的に不利益を受けた。だから、四百九十八号、もともとは今現道拡幅という話でした。しかし、それではなかなか納得しづらいというお話の中で、現道拡幅も大事だけれども、走行性の高い道路を整備するという方針を示された。すばらしい転換をしていただいたと思つた。

そして、昨年の六月、一キロ帯で計画が示されました。鹿島から武雄北方インターまで、大体一キロ帯でこの辺を走ります、ありがたい。佐賀県庁の関係する皆さんたちが努力をしていただぐ、そして鹿島や太良の皆さんたちの意見を聞きながら、これから佐賀県、そして沿線のまちづくりに対してどの路線が、どのルートが有効かというお話の中で議論が進んでいくと思ひきや、なかなかその姿が見えないということで、今回は、今どういう現状、どういう議論の状況にあるかということを確認させていただきます。いつかできるんではなくて、今すぐ着工しなければならない、そんな事業だと思っています。

四項目め、有明海沿岸道路の延伸についてであります。

鹿島—諫早間のルートになります。今現在、構想路線に指定されてい

ます。構想路線は、昔の候補路線とは違います。実行するためのピラミッドがあるとするならば、私はまだその外にあるんだろうと思います。きっと実行に移すための明確な位置づけに上げてほしいと思っているんですね。毎年毎年、訴えていますけども、なかなか実現しない。

平成十八年ですから、今から十九年前、佐賀県は太良町に対して新幹線同意を求めるときに文書を提出されました。在来線の経営分離について、そして、様々書かれています。当時、肥前山口駅から諫早間、鉄路はちゃんと維持しますよ、太良町には負担を求めませんよ等々書かれています。一番最後に、「有明海沿岸道路の延伸（鹿島—諫早間）については、その実現に向けて努力します。」と書かれています。十九年前の約束。そして、その後、私はここに送り出された。そして、何回も訴えた。国交省にも行く。しかし、なかなか前進しない。それだけ費用がかかるんだろうと思います。それだけ工法的にも難しいんだろうと思う。

熊本市から島原まで、島原は有明海沿岸道路という名称ではなくて島原道路。その中で唯一ミッシングリンク、それが鹿島—諫早間です。なかなか具体的な議論にならないんですね。私たちは毎年毎年、のれんに腕押しというか、要望している。この区間に住んでいる佐賀の県議会に所属するのは私だけなんですね。ですから、国交省に対しても、九州整備局に対しても、要望に行くときには、私は優先して出席をしていました。なぜか。鹿島—諫早間を代弁できるのは僕しかいないと思つていたからです。しかし、私の力不足もあるのかもしれない。実現しない、前に進まない。

そして、新幹線の議論があるたびに私は強く思うんですね。十九年前にしたあの約束はまだ一歩も動いていない。そういう状況の中で残りの

半分に對して同意をしてくれ。できるはずがない。あの半分を整備しようとする前に、きちつとこの約束を果たしてもらいたい。私が生きている間に完成してほしいと言っているわけではないんですね。後世の皆さんのために約束をしてほしいという話なんですね、整備を約束する。

それは新幹線の次のステップに行くときの私は大前提だと思っています。それが地域の皆さんの理解につながるということなんだろうと思います。このことについての見解をお伺いいたします。

次に項目五、肥前鹿島駅周辺整備についてであります。

新幹線は光と影ということで時に例えられます。じゃ、影を線で示すとすればどこかというと、江北駅から諫早駅です。諫早市の小長井から諫早は長崎県議会にお任せをするとして、私たちの議論の対象は江北から太良町の肥前大浦なんですね。線でいうと、そこ。じゃ、点でいうと、光と影の象徴であるその点はどこか、その地はどこかというと、私は肥前鹿島駅だと思っています。特急減便によって、なかなか厳しい状況にある。私たちも頻繁に乗っていたあの特急、東京便ではなくて、ほかの目的地に行くために福岡空港に行くときに、私はほとんど当時でいう「かもめ」に乗つて博多駅まで行つて福岡空港まで行つていた。しかし、それがもうできないんですね。多くの産業界の皆さんたちがそのことを憂いでいるというか、どうにかしてほしい。日常的に使う通勤者の皆さんたちの足を最低限確保されている。しかし、非日常または観光に使われる皆さんたちが使いにくい状況にある中で、肥前鹿島駅に行く頻度が落ちたんですね。

そういう状況の中で、鹿島市は肥前鹿島駅の周辺を整備しようとした。そして、佐賀県は鹿島市に代わって佐賀県が整備をするという英断を下

してくれた。規模を大きく、そして、より早く、そして、鹿島市民だけではなくて、太良町民も含めて広く佐賀県民が集まる場所にしたい、広域的な目線で整備をしてもらえるんだろうと思った。

そして、ここ数ヶ月議論を聞いてみると、乗客は何人増えるんですか、費用対効果は等々の議論がなされていました。一理あるのかもしれませんけども、私は寂しい思いが、しかし、そんな話ではないとも思つた。

政治の責任なんですね。十八年間放置した鹿島市に対して佐賀県が手当てをする、当たり前の話だと私は思う。今まで十数年できなかつたんですよ、佐賀県と鹿島市との関係の中でなかなか具体的な投資ができるなかつた、手当てをすることができなかつた。

しかし、やつとここ数年、その痛みを理解していただいて、寄り添つていただいて、具体的に投資を、具体的に鹿島市民の皆さんのために、そのエリアの皆さんのために事業を佐賀県が起こそうとしている。私はそれは当たり前の権利だと思う。

しかし、そうではないと言う人も一部いらっしゃるんですね。私は、この小さな影、例えば、肥前大浦も、多良も、肥前飯田も、肥前七浦も、トイレを造つてもらつたり、小さな光を当てていただいた。そして、ちょっとと大きな光が肥前浜。そして、より大きな光になるであろう肥前鹿島駅への投資は、私はこれは必然なことなんだろうと思う。そして、このことを有益にしなければならない。単なる投資ではなくて、人が集う希望の地にしなきやならないんです。そんな事業だと私は思う。そんな事業にしていかなければならぬと思う。このことについての担当部長の見解を求めます。

六項目め、有明海の再生についてであります。

厳しい状況の中で、なお厳しい状況がここ二、三年です。十九年連續日本一であつたノリでさえも、ここ三年、なかなか思うように水揚げできない。西南部地区の皆さんたちが苦しんでいた。しかし、今は東部の皆さんに話を聞いても、最近はうちにきも厳しかばいという話なんですね。漁船漁業、港に行くと、多くの漁業者の皆さんたちが何も取れんばいという話なんですね。私はなかなか返答に困る。何とか踏ん張つてくださいとしか言えない、結果を出すことができないからです。

そういう状況下において、国は一定の手当をしようとしています。四つのお金の動きがあります。

これまで有明海特措法を根拠にした約十八億円が四県で使われていました、佐賀、長崎、福岡、熊本。有明海特措法、有明海と八代海を何とか再生させなければならないというこの法律を基に事業が展開された。

しかし、なかなか厳しい状況が続く中で四十五人の漁業者が裁判を起こした。勝つた。しかし、実現できなかつた状況下で、国が漁協に対して開門調査に代わる話し合いでの解決を模索させてください、そのためにお金を投じます。四県に対して一年間に十億円、これを十年間。有明海特措法の有明海対策事業、これに加速化という名前がつきます。有明海再生加速化対策交付金事業、十八億円で足らないんであるならば、百億円投じますという話ですね。それが今年度から具体的に四県に十億円配分されるということになりました。多分四県で割るというお話になつているそうです。佐賀県は二・五億円、これがどう生かされようとしていくのか。

一つ目が特措法を原資にした十八億円。二つ目がそれを加速化するため、開門調査に代わるための事業として一年間に十億円。

三つ目が着陸料です。オスプレイ十七機、そして、三田川のヘリ部隊五十機、約六十七機が佐賀空港を利用する。県営空港ですから、着陸する機体の重さによって防衛省が着陸料を支払わなければなりません。幾らですか。概算でいうと、私の記憶が正しいかどうか分かりませんけど、二千万円から三千万円ぐらいでした。しかし、それじゃなかなか物足らないよねという空気感がある中で、山口知事が防衛省と話をして、一年間に五億円の着陸料を勝ち取つてこられたという表現がいいのか、佐賀県にとつてはすごくいい話。そして、それを多くの不安を持つ漁業者のために使いたい、全額という話をされたんですね。それを基金に積むというお話。これが三つ目のお金。一年間に五億円、それを二十年間、計百億円。

そして、四つ目のお金が間接強制金なるものを原資にした基金です。これもすごく分かりづらいんですけども、四十五人の方が原告となつて裁判を起こされて、二〇一〇年に開門調査の権利を勝ち取りました。内容は三年以内に五年間の開門調査を実施せよ。三年が経過しました。長崎県の関係者の反対によつて開門が実現しなかつた。さらなる裁判によつて間接強制金、開門することを間接的に強制するがために一日四五万円払いなさい。そのうちに、それを倍額、一日九十万円、原告団に払いなさい。農水省は払い続けました。そのお金が約十二億円あります。

しかし、これはあくまでも原告団の権利なんですね。四十五名の皆さんたちが使い道を決めるができる。そして、その四十五名の漁業者の皆さんたちは、有明海の再生に資する使い方をしたいと常々おつしやつしていました。そして、それを具体的に実行に移すために基金として、N P Oを立ち上げて活用したいと。基金に積み上げてから有明海の

再生につながるような事業を展開したい。具体的にはこれからなんでしょう。

要は、十八億円、これまで継続していただいた。そして、プラス百億円、百億円、十二億円が今年度から活用されようとしている。そういう状況の中で、この厳しい環境異変を解明するために、漁業振興につながるために、漁業者の皆さん的生活の安定のために使つてほしいし、実現につなげることができればどれだけすばらしいかということを想像するんですね。

ですから、私もこれから話ですからよく分からぬところがありますので、これを管理というか、一定の——有明海の再生という目的は同じだけれども、要は入り道が違いますので、事業展開が違うのかもしれません。ダブルのかもしれない、規模が違う、いろいろあるんだろうと思います。そういう状況の中で、私は佐賀県は一定の役割を果たす必要があるんではなかろうかというふうに感じているから問うんです。

この四つの財源について、最後のNPOについてはなかなか言及しにくいところもあるんでしょう。しかし、大枠としてどのような使い方をしていこうとするのか。そして、佐賀県はこのことに対しても関与していくのかお伺いをして、私の質問を終わります。（拍手）

#### ◎山口知事 登壇Ⅱ坂口祐樹議員の御質問にお答えします。

まず、坂口議員の病状につきましては、私も、執行部のみんなも大変心配をしておりました。寛解の報告をいただきました、本当にうれしく思っています。これで私と同じがんサバイバーになられたわけです。議員にも直接お伝えしましたけれども、生かされた運命があるんだろうと思っています。坂口議員の前途を祝福したいと思います。

それでは、九州新幹線西九州ルートにつきまして、まず現在の状況について、改めて答弁申し上げます。

西九州ルート新鳥栖—武雄温泉間は在来線の合意しかありません。フル規格につきましては、整備についても、ルートも決まっておりません。この間、様々な意見交換をしておりますけれども、現時点で具体的に何かが大きく進んでいる状況ではありません。

今年八月にJR九州の古宮社長、長崎県の大石知事との間で地元三者の意見交換を行いました。三者の間で、フリーゲージトレインを断念した国の責任という意味では確認をさせていただきました。そして、十一月には国土交通省の水嶋次官との間で意見交換を行いました。水嶋次官とは、整備新幹線の財源スキームには課題があることを共有しました。

水嶋次官は法令改正に言及しておりますけれども、議員も御指摘のとおりであります財源スキームという一面ではなく、ルート、在来線など様々な課題を多面的に考えなければいけません。財源スキームといつても、法令改正に言及されたということでありますけれども、そして、貸付料の話もありましたけれども、それで解決の道筋を提示されたとはまだ思っておりません。

引き続き、地元三者トップ意見交換ですとか、次官との意見交換など議論をしていきたいと考えています。

続きまして、県民理解の必要性などについて御指摘をいただきました。

この課題は、様々な多面的な課題があるということであります。これは議員とも共有できているんだろうと思います。

この県民の理解という言葉についてなんですが、この件については、

私は今議会でも何度も説明させていただいておりますけれども、何の前提も置かず県民に、新幹線はマルかバツかとか、つなぐかつながらいとと言つたら、マルと答える方が多いんだろうというふうに私は認識しています。

私がこれまでいろんな声を聞いた中で印象的なものを改めて申し上げると、例えば、西九州新幹線の武雄温泉ー長崎間が開通した際に初めて鹿島、太良を通る特急が激減されるんだと声を上げている県民の声がありました。例えば、長崎のほうからも私は聞いております。えつ、新幹線が通つて特急がなくなるの。えつ、浦上駅は停車しなくなるの。長崎駅に電化の在来線はなくなるんかい、全く知らんやつた。県民の思いというのは濃淡があるんじやないでしようか。私も日夜勉強しておりますし、やっぱりこの問題をよく分かっているのは県議会の皆さんだと、私もそこは思うわけであります。

例えば、北陸新幹線についても考えてみたいと思います。様々な議論を経たんだと思います。フル規格でやろうということも決まつていた。整備内容も地元で合意していた。与党プロジェクトチームも決定していいた。にもかかわらず、現在、財政負担、ルート、様々な問題について、本当にそれでいいのか、沿線自治体や議会、住民から様々な声が上がつて、ルートは再検証しているんでしょうか、八個もルートが出てきてなんてことになつてているわけです。

西九州ルート、新鳥栖ー武雄温泉間についてフル規格整備と一口に言つても、財源、ルート、在来線の残し方など複雑な決めるべきことがあります。そして、議員も御承知の経緯もあります。これらの様々なことをセットで一つの案をつくっていくことに、この西九州ルートの難し

さがあるのです。単純にフル規格についての県民理解というワードだけで議論すべきとは私は思つておりません。

◎前田政策部長 登壇＝私からは、大きく二項目お答えします。  
まず、一項目めの肥前鹿島駅周辺整備についてです。

初めに、整備に至りました経緯と目的とするところを説明させていただきますと、鹿島、太良などの長崎本線沿線地域では、西九州ルートの開業によりまして特急本数が大幅に減便されるなど、通勤通学をはじめ、沿線住民の日常生活や事業所の企業活動に大きな影響を与えてございま

す。

こうした中でも、前を向いて地域を盛り上げようとしておられる鹿島・太良地域の皆さんを、県として全力で応援しなければならないと考えています。肥前鹿島駅周辺整備についても、地域の人たちの思いが詰まつた地域づくりを後押しするため、県と地元自治体が一緒になつて進めてまいりました。

これは単なる駅の整備ではなく、「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト」として自発の地域づくりと一体的に展開し、鹿島・太良地域の「本物」の地域資源をゆっくりじっくりと味わうスローツーリズムを楽しめるエリアをつくっていくことを目指しています。そして、今回整備する肥前鹿島駅エリアは、このスローツーリズムのフロントにしていきたいと考えています。

それぞれの施設の主な機能としましては、まず新駅舎では、肥前鹿島駅をフロントに、鹿島・太良全体で「沿線えきやど」という仕掛けづくりにチャレンジします。

この「沿線えきやど」とは、鹿島・太良全体を宿に見立てまして、旅

行者の方が肥前鹿島駅にチエックインし、鉄道を使って沿線各地の様々な宿に宿泊され、ゆっくりと鹿島、太良を楽しむような新しい形の旅を提案していくものとなります。そして、新駅舎には地域の案内役を務めるコンシェルジュを配置しまして、この駅舎の中にも宿泊室を七部屋設けることとしております。また、新駅舎には地元食材を使った飲食スペースや地場産品を扱うショップなどを設ける予定です。

宿泊客や立ち寄られる方にこの地域ならではの文化や体験を発信しますし、鹿島、太良のすばらしい地域資源を知つていただきつかけとなる場を目指しております。

さらに、新駅舎は、旅行者にとっても、地域の方にとっても、自然と集いたくなる場所にしたいと考えています。旅行者がゆっくりと旅の計画を練つたり、学生が友達と学習をしたり、あるいは地域団体がイベントをしたりといった多様な使いができるように、駅舎全体がホテルのラウンジのような心地よく大人から子供まで、思い思いに過ごせる場所となるような空間づくりを進めていきたいと考えています。

次に、復原駅舎です。

現在の駅舎は、昭和五年の肥前鹿島駅舎開業時から地域の象徴として愛されています。この駅舎を大事にしたいという地域の思いをつなぎ、開業当初の駅舎の形に復原します。新しい広域観光案内の拠点として、またバス、タクシー、レンタサイクルなどの公共交通の案内機能、待合室の機能を設けることとしております。

また、鹿島市が整備を行う駅前広場は、町なかとの結節点であり、マーレシエやイベントができる広場や、思い思いの過ごし方ができる空間を設けることで、町なかを歩いて楽しみたくなる町なか周遊の拠点を目指

しています。

それから、ソフト面の取組ということで申し上げますと、今回のプロジェクトを契機に、各地域で自発的な地域づくりの動きが芽生えておりまして、広がり始めております。令和五年十一月に鹿島市内に開設したKATAラボでは、県、鹿島市、太良町の職員が地域の皆さんと膝を突き合わせて、日常の暮らしの中にある潜在価値を磨き上げながら地域の取組を丁寧にサポートしております。

具体的な地域の動きを幾つか御紹介させていただきますと、太良町では地元の漁師の方、それから旅館や飲食店の経営者らのグループによりまして、地元竹崎島を盛り上げようと、島の星空を生かした「竹崎スター・ナイト」が先月開催されました。星空観測や地元アーティストによるステージイベント、それからマルシェが企画されまして、約七百名が来場されたと聞いております。

また、「たらふくマルシェ」が令和五年度から開催されています。県外から移住された方が中心となつて、多良岳や有明海のロケーションのよさ、それから食の豊かさを知つてもらいたいという思いで開催されておりまして、今年は千四百名が来場し、地域で活躍するアーティストによる音楽ライブなども行われまして、若い世代を中心に交流とつながりが生まれていると聞いております。

このほかにも、鹿島市の中心市街地ではイルミネーションイベントが、それから地域住民の方が旅行者の案内人となつて鹿島、太良を町歩きで楽しむイベントなども始まっています。

さらに、こうした地域づくりの機運を一層高めながら地域一体となつて地域の未来を考えいくため、今年七月、鹿島市で「むしろこれから

鹿島・太良フォーラム」を開催しました。新駅舎の運営事業者や地域づくりの担い手、鹿島、太良の住民など約二百人が参加し、地域の未来を変えていこうという熱気に包まれたフォーラムとなりました。

冒頭で申し上げましたが、今回のプロジェクトは単なる駅の整備ではございません。単に駅を造るといった固定観念の延長線上では新しい価値は生まれないと考えております。プロジェクトを通じて地域の人々の意識が変わってきていると感じていますし、この流れをさらに加速させ、点ではなく、鹿島・太良地域全体の面の取組となるよう、さらに自発の地域づくりを強力に後押ししてまいります。

地域の本物の価値を継承しながら、これまで培ってきた人と人のつながりをベースに、新たな人の交流が掛け合わされ、様々な視点で具現化やデザイン化を図ることによりまして、世界に向けて新しい価値を生み出せる地域として光っていくものと考えています。

引き続き、地域の皆さんや地元自治体と力を合わせて、何度も訪れたくなる、いとおしくなる鹿島、太良をつくっていきたいと思います。次に二項目め、有明海再生についての御質問のうち、有明海漁業振興・補償基金についてお答えします。

この基金の対象事業としては大きく二つございます。一つが有明海の漁業振興事業、もう一つが佐賀駐屯地の運用に伴い生じた漁業被害に関し、国による補償等が行われるまでの間の費用の一時立て替えとしての有明海漁協を対象とした無利子貸し付けです。

このうち、有明海の漁業振興事業につきましては、漁場や漁港の環境整備、それから漁業施設、設備の整備といったハード事業のほか、水産動植物の増殖、それから調査研究、新技術導入といったソフト事業など、

幅広い事業を対象としております。そして、どういった事業に充てるのかということにつきましては、有明海漁協の主体性を尊重することとしております。

具体的な使途につきましては、国や自治体の補助事業の漁協負担分への充当だけではなく、補助事業に乗らない漁協単独事業への活用も可能です。また、基金という特徴を生かしまして、一定期間積み立てを行い、後年度に大規模な事業にまとめて活用することも可能となっております。

有明海漁業の長期的かつ安定的な振興に向けて、漁協が考えられる事業の内容を十分に確認するとともに、より効果的な事業となるよう、有明海再生や水産振興の所管部局とも連携しながら対応してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎寺田地域交流部長 登壇||私からは、長崎本線上下分離区間の利便性確保について二点お答えいたします。

まず一点目、来春のダイヤ改正等についてでございます。

特急「かささぎ」につきましては、西九州地域を支える鉄道ネットワークでございます。通勤通学だけではなく、観光やビジネスなどでも利用され、沿線住民の生活はもちろん、地域経済にも重要な役割を果たしているというふうに考えております。

そもそも特急「かささぎ」の運行本数でございますが、平成二十八年の六者合意において、当時、フリーゲージトレインの導入が予定より三年間は遅れるとの状況を踏まえまして、開業時点から三年間は十四本と合意したものでございます。合意後に国がフリーゲージトレインの開発を断念したことによりまして、その前提が失われています。開業から三

年がたつたので減便するというのは、約束が違い、受け入れられないと考えております。

そもそも西九州新幹線の開業によって、特急の減便などで上下分離区間の利便性は著しく低下しています。その上、今回ダイヤ改正で特急のさらなる減便の方針を示している状況にあります。

ダイヤを最終的に決定するのはJR九州であります。新幹線ができるば、在来線の特急本数は利用状況に応じて減らされるということの証左であります。私たちはそのことをしっかりと肝に銘じて、教訓として取り組んでいかなければならぬと考えております。

また、この上下分離区間の利便性を確保していくことは重要だと考えております。多くの高校生が利用しておりますので、生徒へのアンケートですとか学校へのヒアリングなどを行っています。そして、その内容、把握した課題につきましては、JR九州とも共有しまして、一緒になって、その改善に取り組んでいるところでございます。

その結果、例えば、肥前鹿島駅や江北駅では、定期券が購入できる券売機が設置されたりとか、学校の定期テストの下校時間に合わせて臨時列車を運行したりとか、それから定員数が多く、バリアフリーも充実したYC1系気動車の導入といったことにつながつたものと考えております。こうした取組は、県とJR九州との日頃の関係があつて実現したものと考えております。

今回、JR九州は特急「かささぎ」については減便を検討しておりますが、今後も上下分離区間の利便性が確保されるよう、これまで以上にJR九州には協力してもらいたいながら、沿線市町と一緒にになって着実に取

り組んでいきたいと考えております。

また、鉄道管理者である県としましても、これまで多良駅などにWi-Fiを設置したりですか、肥前大浦駅などに多目的水洗トイレを整備したり、それから太良町と一緒にになって、多良駅西側の多良岳口の整備などに取り組んでまいりました。

引き続き、地元の意向を取り入れながら、利便性の向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に二点目、鉄道施設の維持管理についてお答えいたします。  
上下分離以降、地元からは除草についての要望が多くあることは承知しております。鉄道施設の維持管理に当たっては、鉄道輸送や利用者の安全確保といった観点のみならず、沿線の皆さん的生活に支障が出ないよう適切に除草を行うことは大事なことです。

現在、JR九州とも連携しまして、計画的に防草シートの施工を進めたりですとか、日常的な鉄道施設の点検などの際に、安全性等の観点から除草が必要と判断した場合には、その都度対応しているところでございます。

さらに、地元から除草の要望があつた箇所につきましては、優先順位をつけながらできるところから対応を行つているところでございます。

私も、今要望があつてている現場の状況を確認いたしましたが、雑草、雑木が大きく成長しまして、作物の一部に朝日が遮られるような状況になつてたりですか、非常に難しいんですけども、鉄道施設から畑のほうにまたがつて雑木などが生えているというふうな状況もございました。

場所が場所だけに、実際の沿線の除草をどうやっていくのかというこ

とは、これから考えていく必要があると考えておりますし、県民生活にとつては非常に身近な重要な課題だと思っているところでございます。

こうした除草に当たつては、何より作業者の安全を第一に考える必要があるかと思います。沿線住民の方々の協力を得ながらなどの方法もあるかもしれませんが、やはり安全ということを考えていかないとけないと考えております。

地元の思いに寄り添いながら、どういった形で対応していくことができるのか、地域の方々と共に検討していきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◎諸岡県民環境部長　登壇＝私は、有明海再生についてのうち、先ほど政策部長から答弁した以外の部分についてお答えをいたします。

有明海特措法に基づく有明海再生対策事業につきましては、県の事業として平成二十一年度から、有明海の主要な二枚貝等の資源回復を目的として、二枚貝の増養殖技術の開発や漁場環境の改善などに取り組んでおります。

具体的には、これまでにタイラギやサルボウなどの稚貝放流や、底質改善のための貝殻散布、近年では気候変動に対応するため、豪雨に強いスミノエガキの増養殖技術の開発などを行つております。

こうしたこれまでの有明海再生事業に加えまして、有明海再生の加速化を図るために、国は今年度から有明海再生加速化対策交付金を創設いたしました。

当該交付金につきましては、国から漁業団体へ直接交付がなされます。

漁業団体は、これまでの有明海再生事業における調査や技術開発等の知

見を活用し、漁場環境改善や水産資源の確保の加速化、さらに経営改善や新技術導入等の取組を実施するものとなつております。

具体的に今年度は、サルボウやアサリなどの資源回復を加速させるため、海底耕うんや採苗器設置等に取り組まれております。

県としては、この交付金が有明海漁協にとって使い勝手のよいものになるよう国に働きかけを行うとともに、漁協の求める取組が効果的な事業となるよう、技術的な助言を行つているところでございます。

それから、「有明海再生研究・交流基金」、これはNPO法人の団体の名称です。法人の名称でございます。この法人では、有明海の生物多样性と沿岸の地域社会の再生と持続可能な発展に寄与することを目的として、これから活動されるものと認識をしております。

法人として、自らの資金で独自の取組を行われる中、現時点では、県がその事業内容に直接関与する状況にはないと思っておりますけれども、例えば、法人のほうから技術的な助言などを求められれば、その対応は行つていただきたいというふうに考えております。

県としては、有明海の再生に向かつて前に進んでいくという漁協の皆さんの深い思いを大切に対応していきたいと思います。

宝の海である有明海の再生は、国や県、市町、漁業者など有明海に関わる者、皆で取り組む課題でございます。これからも力を合わせて全力で取り組んでまいります。

◎永松県土整備部長　登壇＝私は、大きく二項目をお答えいたしました。

まず、国道四百九十八号鹿島－武雄間の整備についてです。

国道四百九十八号は、物流や観光交流のほか、通勤通学など日常生活

を支える大切な道路と認識しております。

広域幹線道路として整備されることにより、時間短縮効果だけでなく、産業や観光の振興、交通渋滞の緩和、交通事故の減少、災害時の避難や救援物資の輸送に寄与するなど、様々な効果が期待されます。

国道四百九十八号の鹿島—武雄間は、鹿島市、嬉野市、武雄市の沿線三市にまたがっております。この道路をまちづくりや産業・観光の振興などの観点からどのように生かしていくかが重要でございます。それぞれの地域の実情や課題があることから、県も沿線三市と連携して取り組んでまいりました。

令和五年一月に沿線三市の意向の下、国道四百九十八号整備促進期成会から一キロ幅のルート検討範囲が示され、この幅の中での整備検討が県に要望されたところでございます。

令和六年六月には、住民の方へ事業の構想を広く知つてもらうために、県のホームページで一キロ幅のルート帯を公表し、地元から地域の課題や道路計画に当たり、配慮すべき事項などの意見の聞き取りを実施したところでございます。

議員からはなかなかルートの姿が見えてこないとのお話がございました。公表した一キロのルート帯において具体的なルートの検討を進めるには、浸水地域内を道路が通ることへの対応、将来の土地利用、経済性、また、これらを踏まえた道路構造など、様々なクリアすべき課題がございます。具体的なルートや鹿島—武雄間の延長も長いということもあります。整備の進め方を決めていくに当たり、沿線三市と課題の共有が必要でございますので、今年九月の勉強会において課題を三市と共有したところでございます。

鹿島—武雄間が整備されると、物流のみならず、地域の方々に日頃から使つていただく道路となります。やはり地元の意見や考えが重要でございます。地域の実情や今回共有いたしました様々な課題を踏まえて、地元としてどういうルートや構造、整備の進め方などを望むのか、沿線三市でも議論を深めてもらいたいと思いますし、県としても意見を交わしてまいります。

続きまして二点目、有明海沿岸道路の延伸についてでございます。

鹿島、太良は、自然や食、歴史や伝統にあふれる地域でございます。県としても、豊かな地域資源と本物の価値をゆっくりと楽しむスローザーリズムの推進や、肥前鹿島駅周辺のまちづくりを後押しするなど、鹿島、太良がこれから世界に向か輝く唯一無二の地域となるように、地域の方々と共に地域資源の磨き上げを進めているところでございます。

また、有明海沿岸は大きな経済圏となり得る地域です。その中心に位置しますのが九州佐賀国際空港であり、経済圏をつなぐ役割が有明海沿岸道路でございます。有明海沿岸道路の延伸は、人や物の相互交流を促進し、地域のさらなる活力を生み出すものと考えております。

有明海沿岸地域では、佐賀、福岡、長崎、熊本四県の観光協会による環有明海観光連合が設立されております。令和五年には有明海沿岸道路や九州佐賀国際空港などの交通ネットワークを活用し、観光客誘致や広域連携を進める方針を確認した鹿島宣言が採択されております。

また、鹿島、太良を含みます県内の有明海沿岸の観光協会、商工団体、道の駅、旅館組合など民間十八団体により「ありあけ海道盛り上げ隊」が設立されました。「ありあけ海道」が日本風景街道に登録されたことを契機とし、今年八月には「ありあけ海道盛り上げ隊」の活動キックオ

ファイバントが鹿島市で開催されております。この中で有明海沿岸道路の整備が早く進むよう活動するなどとした盛り上げ宣言が行われたところでございます。

このように、有明海沿岸での地域振興や観光振興への地元の思いや、

有明海沿岸道路の延伸への期待がますます高まっていると感じております。

有明海沿岸道路の整備中の区間でございますけれども、先月十一月二十五日に（仮称）佐賀ジャンクション「ジャンクションT」の着工イベントを地元の小学生や「ありあけ海道盛り上げ隊」と一緒に開催いたしました。いよいよジャンクションの工事が本格化してまいります。

福富鹿島道路では、これまで調査設計を進めてきた鹿島側において、今年八月に地元へ具体的のルートをお示しし、現在、用地測量を進めており、今年度用地買収に着手します。

有明海沿岸道路の鹿島、太良への延伸に対する地域の方々の熱い思いも私もこれまで触れてきたところでございます。新たな道路計画を進めしていくためには、調査段階、事業化段階へとステップを踏んでいく必要がございまして一定の時間をするものと考えております。現在、構想路線であります有明海沿岸道路の鹿島—諫早間にについては、次のステップとなる高規格道路への位置づけがなされるよう、引き続き地元期成会などと連携して取り組んでまいります。

有明海沿岸地域が結ばれていき、鹿島・太良地域のポテンシャルが生かされるよう、まずは整備中区間をしっかりと進めまして一日も早い効果発現に努めてまいります。

私からは以上でございます。

◎弘川貴紀君（拍手）登壇！お疲れさまです。「自民党ネクストさが」、弘川貴紀です。

分かりやすく最優先に問い合わせ立て、三項目、四点質問させていただきます。

最初は、「司書県さが」についてであります。

図書館は、教育や文化、情報、地域の欠かすことのできないインフラであり、その中核を担うのが司書という専門職です。司書の専門性を尊重し、安定的、継続的にその力をいかんなく發揮できる環境を整備することが大切であり、その発揮できる体制づくりが地域の未来の学びや成長につながっていくものと考えます。

よく言われるところの図書館サービスの三要素は、職員、資料、施設であり、比重で比べれば、職員七五%、資料二〇%、施設五%となつており、とりわけ図書館の専門職である司書の役割は極めて大きいものですが、例示すれば、レファレンスサービスや魅力的な選書、書架づくり、多彩で新鮮な企画・展示などが挙げられます。

このような中にあって、一ヵ月ほど前、G M 21会合で、令和十一年、二〇二九年に全国図書館大会を佐賀県で開催することが決定したと報告され、そのときに、十回目を迎える「司書のつどい」を同時開催されることを報道で知り、大いに関心を寄せています。

佐賀県は、これまでにもチーム司書ネットワークの推進や児童書全点購入、そして、先日開催された中高生を対象にビブリオバトルを中心とした「本恋フェス」、このほかに読み聞かせノートや読書ノートなどなど、読書環境の向上に向けてとがつた政策を推し進めていることを高く評価しています。

翻つて、別の視点で考えてみますと、現状、多くの司書の方々は非正規職員のお立場であり、図書館勤務継続の難しさに直面されており、更新に不安を感じ、モチベーションが続かないといった厳しい現実があります。「司書県さが」という言葉と実態との乖離を強く案じ、気にかけています。

この際、全国図書館大会本県開催を一過性のものとせず、一つの契機として、高齢者や子供たちを含め、いろんな人たちに光が当たるためにも肝腎要の司書に光を当てること、そして、司書の方々が生き生きと晴れ晴れと仕事ができる「司書県さが」を目指してほしいと思います。

そこで、知事が目指す司書を大切にする県とはどのようなものか、そして、全国図書館大会開催に向け、準備と方向性をどのように考えていらっしゃるのか、見解をお尋ねいたします。

## 二点目は、司書の現状についてであります。

冒頭、多くの司書の方々は非正規と申しましたが、データを示しますと、全国で四分の三の七五%であるという調査結果があります。図書館の仕組みはずつと続していくはずなのに、職員が続けられないのでは、経験の蓄積ができづらくなります。このように待遇面、処遇面での課題解決は、すぐに解決は難しいとは認識していますが、「司書県さが」を目指す以上、できることから歩みを進めてほしいと強く願っています。

県内の司書の現状と、今後どのように歩みを進めていくのかを県民環境部長にお伺いいたします。

## 問い合わせの二は、これからの野球界についてであります。

先月十一月十五日、日本の野球界にとって画期的な会議が開催されました。全日本野球サミットと銘打つて、今まで一線を画していたプロと

アマチュアが合同で一堂に会し、野球界全体の普及振興を目的として、日本野球協議会が主催しました。全国四十七都道府県のそれぞれのカテゴリに参加要請があつて、佐賀県からは中学野球、高校野球、そして、軟式野球代表のお三方が参加したと伺いました。

日本に野球が伝わって百五十年、佐賀で野球がスタートして百三十年、みんながこぞつてプレーすることで隆盛を極め、年代別、組織別、ボーラー別といったそれぞれのカテゴリー別組織が形成され、今に至っています。

スポーツ界が発展するためには各競技団体が一つにまとまることが大切で、サッカー・バスケットはその典型で、仕組みそのものは野球界をあつという間に追い抜き、はるか先を行つており、羨ましい限りです。

このような危機感は国会にも広がつており、おとといの十二月二日、慶應の先輩の青島健太氏と早稲田の後輩である石井浩郎氏が共同代表を務め、百二十二人で超党派の野球議員連盟を設立されました。岸田元総理大臣が顧問、小泉大臣が幹事長のことです。私自身、佐賀県の野球界においても時代の流れもあり、横のつながりが少ないそれぞれのカテゴリーが大同団結する方向に向かうべきときだと思つてはいますが、これについてはそれぞれの団体当事者のお考えもあることですから、直ちにうまくいくものではないとも思っています。

佐賀県に目を転じますと、県が主導し、野球育成・強化プロジェクトとして各団体の垣根を越えた育成強化を推し進めており、他県にない非常によい取組と高く評価しています。よその県の中学の硬式指導者は、佐賀県はすごい取組をして羨ましい、確実に成果は出るだろうと言つていきました。

この取組をきっかけに、二〇二二年、有田工業が選抜出場を果たしました。九州大会を勝ち上がつての出場は実に十五年ぶりでした。二〇二三年の鳥栖工業、記憶に新しい今年は佐賀北が一勝するなど、成果は着実に出ています。中学軟式野球の選抜チームや、中学硬式の S S P 杯<sup>カップ</sup>と選抜チーム、軟式野球連盟とコラボしての野球フェスタなどなど、県が中心となつて、幼児、女子野球、中学軟式、中学硬式、高校野球、軟式野球連盟と協力して様々な行事が行われることによって、佐賀県独自の野球界での横のつながりが形成されていることは大変ありがたく感謝しています。

このことをピラミッドの一段目として、それぞれの組織が自主的に、自発的に垣根を越え、連携して大きなまとまりになることが望ましいと私も考えており、野球を愛する一人として、これからもそれぞれの有識者と意見交換を重ねていきたいと考えます。

そこで、こうした動きは自発的に行なうことが大前提ではありますが、知事はスポーツに対する造詣も深く、野球に対しても格別の関心を持たれています。この野球界が大同団結して一つにまとまるについての所感をお伺いいたします。

問い合わせの三つ目です。衛星インターネットサービスの活用です。

いかに衛星インターネットサービスが大切かというのを少し説明させてください。

「令和六年能登半島地震を踏ました災害対応の在り方について」という報告書があります。一年前の令和六年十一月に中央防災会議がまとめたその中に、発災当初、通信が途切れている間、通信やデータを送ることが困難で意思の疎通が制約されたが、衛星インターネットの活用によ

り通信環境の改善が図られたとあります。さらに、「実施すべき取組」として衛星通信設備等の導入、活用及び速やかに使用できるよう平時からの訓練等を検討すべきとしています。能登半島地震発災後、通信事業各社が陸路、海路や、ドローンなどの空路を使い、遮断された孤立地帯に声や文字といった悲痛な思いを届ける手段をいち早く回復させるよう懸命に行われた中で、最も貢献したのがスターリンクでした。

スターリンクとは、人工衛星を用いて、地上の通信状況に影響されず、インターネットアクセスが可能となる通信機器で、軽量九・四キログラムであるため、人の力による搬送が可能という大きな長所があり、約七百台のスターリンクが設置され、被災地の通信環境確保に活用されました。

このように、大規模災害や局所的な災害のみならず、平時での活用事例を少し紹介しますと、大規模イベントでは、モバイル回線の混雑緩和や海上や離島、不感地帯の中山間地域での効果、特筆すべきは海上保安庁が今年三月から大型巡視船にスターリンクを搭載し、高速通信利用を始めたことなどがあります。

本県では、いち早く令和六年度にスターリンク二台を購入し、災害対応時の備えや平時での日常使いにも活用していると認識しています。

そこで、どのような活用をしたのか。その有用性はどこにあるのかをお尋ねいたします。

さらに、私の提案ですが、スターリンクの有用性を県内市町に広く周知し、県が市町へ貸し出してはどうかとも考えます。見解を総務部長にお尋ねいたします。

三項目、四点について、県民に届くよう質問とさせていただきます。

(拍手)

◎山口知事 登壇＝弘川貴紀議員の御質問にお答えします。

まず、「司書県さが」について私の考え方を申し述べます。

図書館は知の拠点でありまして、子供から大人まで本を通して様々な可能性や世界を広げられる場所であります。皆さんを、その人に合わせて、その人の新しい場所、知らない空間へと導いてくれるのが司書の皆さんだと思っています。

子供時代の私にとって本は、夢と申しますか、別の世界へいざなう入り口のようなものでございました。今でも強く記憶に残っておりますのは、小学校低学年のときであります。私の通っていた小学校には移動図書館が巡回しておりました。そのとき、司書さんが、これ面白いわよと教えてくれた本が、少年探偵団が活躍する江戸川乱歩の「怪人二十面相」でした、御存じでしょうか。

私は親から図鑑とか伝記ばかりしか与えられていなかつたわけなんです。当時、私は線の細い真面目少年であります。それがこの本を読んだ瞬間に、あれなんだ、これは面白いなということで、全くこれまでの自分とは別の世界にいざなわれ、本への興味がどんどん広がつたわけです。

やつぱり読書というのは、それまで家族と学校を中心に過ごしていたような私でも、小さな世界をどんどん大きく広げてくれるものです。わくわくして毎日毎日、楽しい気持ちにさせていただきました。

弘川議員から御紹介いただいた、県の新たな事業、「本恋フェス」というのが先月ありまして、いわゆるビブリオバトル、決勝大会を私も見たんです。簡単に言いますと、それぞれの自分の読んだ本を自慢し合う

バトルみたいな感じなんですけれども、私が非常に驚いたのは、中学生、高校生たちが自分の言葉で表現力豊かに読書体験を披露して、自分が体験したような臨場感で聴衆に語りかける姿がありました。恋をしたことがないのに恋愛をしているようにしゃべる姿とか、何かとても生き生きとしていて、本というのはこんなに自分と違う世界であっても、子供の思いを広げてくれるものなんだなと思いましたので、改めてこういったビブリオバトルみたいなものというのを進めていくのは大事だなと思いました。

そして、本と人をつなぐ司書の存在は人生のナビゲーターとも言える存在だと思っています。佐賀県はこれまで新刊児童図書の全点購入ですか、県内四百八十一カ所で「こころざしスポット」というスポットを開設して、大体四、五十冊あります。保育所だつたり、病院の待合室だつたり、子供の図書コーナーのことです。さらに、県立図書館、そして市町の図書館、大学図書館の相互貸借がとっても盛んな県であります。県民が身近に本に触れる環境づくりに力を入れてまいりました。

こうした取組も、司書たちの活躍に支えられておりまますし、そのおかげで、相互貸借による貸出冊数は、この十年間で児童書は約四倍になりました。

こんなに頑張っている司書の皆さんにどうしても光を当てたいという思いから、令和二年度から「司書のつどい」を毎年開催させていただいている。頑張っている司書の表彰をはじめ、司書の皆さんと語り合い、経験を共有し合い、図書館の垣根を超えた交流などを通してネットワークを築いてもらいたいと思っております。

そして、こうして開きました「司書のつどい」ですが、今年度、六回

目を迎えます。十周年目の節目となる令和十一年度に全国図書館大会の佐賀県開催を誘致いたしました。この大会は全国の司書をはじめ、読書活動に携わる団体関係者などが集まるものです。佐賀県開催は何年ぶりか皆さん御存じでしょうか。実に百十四年ぶりでございます。前回は大正四年の開催ということで、よくここまで佐賀県が手を挙げなかつたものだと驚きます。

実は佐賀県にはそれぞれ個性あふれる図書館があるのです。例えば、弘川議員の地元の伊万里市民図書館はすばらしいです。市民活動がとつても盛んでありますし、市民と行政が一緒につくり上げて育んでいる図書館です。本が置いてあるだけでなく、落ち着くとても心地よい空間で、とても愛される場所でございます。

ほかにも県内には、基山町立図書館というのもすばらしい。個人利用者の貸出冊数、同規模自治体で八年連続全国第一位であります。そのほかにも、武雄市図書館は、民間による斬新な取組で、県内外からも注目を集めておりますし、それぞれ個性ある図書館がたくさんある県であります。

このような中で、この司書について、十月三十日のGM21で取り上げて意見交換をしました。司書については、例えば、鳥栖市長さんからは、司書として長年勤務し経験値が上がることで能力が向上する、長く勤務したいという要望があつた、処遇についてどうするのか考えていかなければならない。ごもつともです。

佐賀市長さんからは、市立図書館のリニューアルに合わせて本を好きにさせてくれる図書館、体験にあふれた図書館をテーマにして進めていきます。ますます司書の役割は大事になると考へているということで、これ

を題材にしたことで、あまり司書を考えてなかつた首長さん方もおられたんですけども、二十一人で司書を盛り上げようという熱い思いで共有することができました。さらに、図書館大会に向けて盛り上げていこうということになりました。

私は、こうした市町と一緒にながら、司書をしつかり応援し、ハード、ソフトのネットワークを生かしていくことで、それぞれの図書館を知の拠点、人生のパートナーとして光らせていただきたいと思います。

まずは、四年後の全国図書館大会に向けて、今後も市町との意見交換を深めながら、これまで佐賀県が進めてきた佐賀独自の読書環境推進の取組ですとか、司書の活躍を支援する取組を最大限に生かして、全国に向けて発信していきたいと思います。何とも「司書県さが」をつくり上げまして、戦略的、総合的に取り組んでいきたいと思つております。

続きまして、野球界についてお尋ねがございました。

プロ、アマチュアが一緒になつてサミットをしたというのは、とても画期的なことだということで私も見ておりました。そして、弘川議員の野球に対する熱い思い、情熱に触れて、私も大変胸が熱くなりました。

私なりの野球についての思いを答弁いたしますので、意見がもし違いましたら御指摘いただきたいと思います。

日本における野球の歴史を振り返りますと、戦後復興の中で、国民に将来への希望、新しい時代の到来を感じさせた大きな存在がプロ野球であつたと私は認識しています。セ・リーグ、パ・リーグ十二球団が四月から十月まで百三十試合近くを戦つて、それをテレビによる放送などを通じて全国津々浦々でみんなが見て、まれに見るビジネスモデルとなりました。さらに、アマチュア野球においても、高校野球、大学野球、そ

して社会人の都市対抗野球など、それぞれのカテゴリーもそれぞれで大きな注目を集めてきたと思います。

結果、プロ側が次世代の子供たちを育成するようなシステムをつくりなくとも、野球は国民的スポーツに成長したのではないかという面があつたのかなというふうに思います。プロ、アマ問わず、野球界の先人がつくってきたこのスポーツスタイル、ビジネスモデルの成功は、今や確固たる伝統ともなっているわけです。

でも、これが逆に、先ほど議員も紹介したように、なかなか野球協会のように、伝統的な成功モデルなものだから、一つにまとまるということがなかなか必要とされていなかつた面もあるし、起きなかつたのかなとも思います。

逆に言うと、サッカーとかバスケットボールは、サッカーの社会人リーグとか、ほとんど観客がいない状況で行われておりましたので、このままでますいということで、次世代の育成、試合の集客、メディアの露出など、そういう課題を克服するために一つに、逆になりやすい環境があつたのかなと私は思っています。ですので、抜本的な改革は進めやすかつたのかなと思います。

そして、もちろんどのスポーツも今までこれからもやつていけるということではありません。メジャーリーグを見ていても、スタジアムのエンタメ機能を増やしていくことで様々な改革が行われています。ピッチクロック制とか、考えられないようなやり方もありますし、投球時間の短縮を図つて、見る側に立つたルール改正と、なかなか日本からでは思いつかないようなことも進んでおります。ただ、日本においても、マツダスタジアムですとかエスコンフィールドのように楽しんで

野球を見ようという改革も進んでいます。一方、佐賀県でございますが、御案内ありました野球育成・強化プロジェクト、いわゆる王座奪還プロジェクトを令和二年から展開しています。この問題意識は——実は佐賀県は中学レベルでは日本屈指の強豪県なんです。ところが、ほとんど県外に行ってしまう。タイミングよく県内高校に行くと甲子園で優勝したりすることもありますけれども、ほぼ例年は県外のほうに強豪者が移出するということを私は残念に思っておりました。

今、県内の硬式、軟式、中高の垣根を越え連携して取り組んでおり、うまくいき始めたこともありますけれども、一方で野球界の伝統による垣根が他の競技と比べて高いと感じることもあります。これまでの成功と確固たる伝統を持つ野球というものはなかなかドラスチックに変わりにくいなど、県内でも感じている面もあります。ただ、弘川議員から、これからは劇的に変わるかもと、周りからも言われていて御指摘いたいたので、元気が出てまいりました。これをさらに続けていきたいと思いました。

そしてもう一点、こうした中で、昨日、佐賀県から始まった新しい動きを一つ紹介させてください。それはNPBの伝統球団である埼玉西武ライオンズと佐賀県にある独立リーグ、佐賀アジアドリームズの連携協定がこの県庁で昨日締結されたことあります。

この伝統球団と新興チームが、野球が普及していないアジアにおける野球の振興と発展を目的に連携することなど、従来の価値観では考えられなかつたことあります。そして、私が仄聞した話だと、ライオンズはNPB全ての球団から了解を取り付けたということで、みんな賛成し

てくれたということなので、ああ、野球界も変わってきたのかなと思われるような出来事が最近増えていくように思います。

こうした両チームの現場から始まつた野球界の新しい動きに、スポーツの真の価値を大切にする佐賀県も加わりまして、野球界の挑戦の一翼を担えることがあるのではないかと強く感じました。

私は佐賀は、体育からスポーツに変わつた新しい局面を切り開いた町であります。これから野球だけではなく、多くの競技がこれまで以上に楽しく発展していく伸び代があると思っておりますし、その一翼を担いたいと思っております。

「挑戦なくして伝統なし」、長年野球を愛している弘川議員に当事者として一緒に頑張つていただきたいと思います。佐賀県は野球についても佐賀独自の取組、S S P構想に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

◎志波総務部長 登壇＝私からは、衛星インターネットサービスの活用についてお答えをいたします。

先ほど議員からも御紹介がありましたように、スター・リンクですけれども、衛星インターネットサービスの一つでございます。従来のインターネットサービスと同様に、場所を問わず通信ができるものでござります。また、従来型と比べますと、より高速の通信が可能であるということ。また、遅延が少ないので、機材の設置が容易である、そういう特徴を持つております。

県ではその機能に着目いたしまして、大規模災害で通信障害が発生した場合ですか、携帯電話がつながりにくい山間部などにおいて災害が発生した場合を想定いたしまして、災害対応業務を支障なく行うことが

できるよう、令和六年度に持ち運び型のスター・リンク機材を二台導入しております。

災害関連業務での活用事例を御紹介いたしますと、令和六年十一月に実施いたしました原子力防災訓練で、スター・リンクを活用いたしまして、道路啓開訓練の現場と県庁の災害対策本部を結んで現場の状況を共有いたしました。また、鳥インフルエンザの発生を想定いたしまして、実際に電波が届かない農場と現地対策本部との間のメール送受信にスター・リンクを試験的に使用しております。こうしたことを通じまして、災害時における実効性、有用性を確認したところでございます。

また、災害への備えに支障のない範囲ではありますけれども、平時でもこれを活用しております。例を幾つか挙げますと、先日開催いたしました「九年庵秋の一般公開」の中で、初めて入場料のキャッシュレス決済を導入いたしました。現地は電波が届きにくい場所でありましたけれども、スター・リンクを利用して決済処理が円滑にできたということを聞いております。

また、ドローンを使いまして、森林における植林や間伐などの整備状況を把握する際に、空撮地点の位置情報について、ドローンに搭載されましたGPSに加えて、スター・リンクを通じて取得した情報を併用することによって、より誤差が少なくなり、植林や間伐の面積をより正確に測量できたということでも活用をしております。

このほか、実施いたしました各種イベント、行事などで、通信環境の確保など様々な業務に活用しております。これらで見る限り、その汎用性ですか通信性能から有用なサービスであるというふうに認識をしているところでございます。

また、市町への周知について御提案がございました。

県内で現在スターリンクを導入している市町はないということでおざいますから、まずはこうした県の活用事例というのを紹介してまいりたいと思つております。

また、市町のほうから、例えば、防災訓練などでスターリンクを使つてみたいというふうなお話があれば、貸し出しを行いますとともに、使い方をサポートすると。これは市町行政のデジタル化支援の一環として取り組んでまいりたいと思つております。

私からは以上です。

◎諸岡県民環境部長 登壇Ⅱ私からは、司書の現状認識と今後の取組についてお答えをいたします。

県内の図書館に勤務されている司書の方の現状は、先ほど少し御紹介いただきましたけれども、その雇用形態や待遇など、県、市町、学校、それぞれに異なっております。

こうした中、これまで県において実施してきました図書館勤務職員に対するアンケートでは、司書資格取得への支援が欲しい、スキルアップや専門的知識など学びの機会が欲しい、司書同士の情報交換や交流の場、相談の場が欲しい、本の効果的な紹介の仕方を学びたい、こういった意見が届いておりまして、司書としてスキルアップしたい、活躍したいという声が大きいと認識しております。

こうした中、県では、知の拠点となる図書館づくりにおいて重要な役割を担う司書が、図書館の垣根を越えてお互いに交流し、学び合う司書のネットワークづくりに取り組んでまいりました。

具体的には、令和七年度で、第六回となる「司書のつどい」の開催を

行いました。この「司書のつどい」では、公共図書館、学校図書館、大学図書館などから、例年百名程度の司書の方に御参加いただいております。そのつどいの中では、司書さん同士、本当に楽しそうに語り合つております。

それから、県立図書館には、みんなを引っ張つていくリーダー司書が活躍しております。このリーダー司書が、県内の市町立図書館に巡回訪問をしております。巡回訪問では、司書業務に関するアドバイスや相談のほか、情報交換を行うなど顔の見える良好な関係づくりに取り組んでいるところでござります。

また、県主催による司書の研修につきましても、年十六回程度、数多くやっているところでござります。

また、県立図書館の司書の待遇という面では、司書の方の専門的な職務内容を考慮しまして、令和二年度から、その報酬の引き上げも行つているところでございます。

先ほど知事からもお話をありましたけれども、去る十月三十日に開催されたGM21において、市町の首長さんから様々な意見がございましたけれども、司書を応援しよう、活躍してもらいたい、そういう思いは共通していたというふうに思います。

今後とも、各市町と意見交換や協力をしながら、司書が誇りを持つて生き生きと活躍する「司書県さが」を目指していきたいと考えております。

全国から司書さんが佐賀に集まる全国図書館大会では、佐賀県の司書さんはすばらしい、佐賀県の司書さんはうらやましいと、そういったことを言つてもらえるように、司書同士のつながりを大切にし、司書のス

キルアップを行うなど、できる限りの取組を行い、そして、子供から大人まで、全ての県民が大切な一冊と出会える、そういうふた県にしていきたいというふうに考えております。

◎副議長（八谷克幸君） 暫時休憩します。

午後三時三十四分 休憩

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） それでは、会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◎留守茂幸君（拍手） 登壇！今議会一般質問十五人目、まさにしんがりでございまして、機会を与えていただきました自由民主党の留守茂幸でございます。

質問に入る前に、前回いつ登壇したかなと思い起こしておつたら、もう三年も昔のことです。実は三年前を思い起こすと安倍晋三元総理が凶弾に撃たれた直後の議会でありまして、そのときも山口知事の所見を伺つたりしたものですねけれども、くしくも今、連日、山上被告の公判が行われております。それで、昨日も被害者参加制度を利用して、安倍昭恵夫人が法廷に、山上被告の目の前に座られて目の当たりにされたわけですねけれども、私はその光景を想像すると、安倍昭恵未亡人がどういう心情であつたろうかなと本当に痛む心がいっぱいでありまして、改めて安倍元総理の御冥福をお祈りしながら質問に入りたいと思います。

五項目掲げておりますけれども、特に新幹線問題は私で六人目です。

重複するところがないように、なるべく各論にはあまり突つ込まないで、

本当に皆さん方、知事以下執行部も議員の皆さん方もお疲れのことと思ひます。しばらくの間、お付き合い願いたいと思います。よろしくお願ひします。

第一問目は、知事の政治姿勢と令和八年度の予算編成ということです。

知事は本定例会の開会日の演告の中で、分断と対立が深まる世界情勢などを踏まえ、佐賀が輝きを増していく鍵の一つは寛容さである、この

寛容の心を大切にしながら、個性あふれる県民の皆さんが輝きたい場所で輝くことができる、そうしたフィールドをこの佐賀の地で県民の皆さんと一緒に創つていきたいと述べられました。すばらしい表現であります。

しかしながら、やっぱりややもすると、権限が長期にわたるとおのずと強権的になりやすいとも言わることがよくあります。私はここで、豊かな人間性を育む上においては寛容な心は必要不可欠なものであります。とても大事なものだと常日頃から考えているからであります。

そういう中で、来年度、山口県政は三期目の最終年に当たります。これまでの十一年間を振り返りますといろんなことがありました。それでも、懸案だった課題が進展をして形になつたもの、あるいはまだまだ道半ばであるもの、それぞれ横たわっておりますけれども、私の言葉で言えば、先ほど坂口議員も引用しております光と影があると認識しているものであります。

そしてまた、その寛容の心を私なりに解釈しますと、優しさ、あるいは温かみという言葉にも言い換えることができると思います。

こうした中で、さらなる県民の福祉向上のために、まさに八十万県民に満遍なく広く行き渡り、人に優しく、そして、県内隅々まで温かみが届くような予算であつてほしいと私は願うものでありますけれども、令和八年度の予算編成に向けてこれから具現化していくものと思いますが、令和八年度の予算編成に当たつて、知事は寛容の心を念頭に置いてどの

ようなスタンスで次年度予算を具現化していくのかお伺いをいたします。問い二番目の実効ある地方創生についてであります。

国において、平成二十六年十二月に「まち・ひと・しごと創生総合戦

略」が策定され、平成二十七年度から地方創生の取組が始まつたわけで

あります。地方創生の目的は、急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正しながら、全国で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある日本社会を維持することが目的であります。

これまで全国の自治体において、この地方創生交付金を活用した事業が進められてきましたけれども、大体令和七年度で約三千億円の予算が設けられておりまして、十年以上経過した現在も東京一極集中、そして地方の人口減少、大きな構造はいまだに変わつておりません。佐賀県においても、地方創生事業においての交付金事業が県において約百億円、そしてまた、市町においては約五十億円、総額で約百五十億円の地方創生交付金を活用した事業が展開されてきました。イベントや地域特性を生かした事業など多様な取組が進められてきましたけれども、全国と同様、いまだに人口減少の歯止めには至つておりません。

知事は、地域が主役との認識の下にGM21を開催するなど市町の首長と連携を取りながら、地方創生のために尽力されてきたと思ひますけれども、県はこれまで実施された事業の中で、地域の活性化に寄与したものもあれば、一過性のイベントで終わつて、そして、地域の活性化につながつていらないというような疑問が残るところもあると私は思います。これまで行われた地方創生の取組が実効あるものであつたのか、今、検証が必要ではないでしょうか。

私は、地方創生を推進するためには、県がリーダーシップを発揮して、市町と連携しながら、地域の主体的な取組を後押しすることが重要だと

思います。

そこで、知事にお伺いします。

地方創生が始まつてからこの間、佐賀県の地方創生はどのように進んできたのか。また、地方創生をより実効あるものとするため、これからどう取り組むのかお伺いをいたします。

第三番目、九州新幹線西九州ルートでございますが、これは私で六人目だと思います、同僚議員から様々な角度から、そしてまた、いろんな面で議論が最前まで出されてまいりました。できるだけ重複しない形で私も知事に問い合わせたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

九州新幹線西九州ルートについては、八月に地元三者トップ、いわゆるJRの古宮社長、そして長崎県の大石知事、そして山口知事、トップ会談が行われました。また、十月には山口知事と国土交通省の水嶋事務次官との面談が行われ、そして、水嶋事務次官によりますと、年末にも佐賀に行きたいというような報道も出ていたなど、新幹線の動きを感じるところであります。

そういう中で、地元三者のトップ意見交換の中では、今回の事態を招いたのはまさにフリーゲージの開発を断念した国の責任、これは三者の意見が一致しておるものであります。当然です。そして、その後、長崎県やJR九州は、国に赴いて水嶋次官とそれぞれ面談をして、財政負担の軽減などの要望も行つてこられました。

また、報道によると、水嶋事務次官は、十月のJR九州の古宮社長との面談後に、財源を解決するために法令の改正、そしてまた、必要とあらば、その点も含めていろんな面で検討していく必要があると発言され

ております。そして、十一月には北部九州全体で、空港や道路、新幹線をどうするかということを描いていく中で考えるべきだとも発言されています。

私は、これらの発言を踏まえると、国は国としての責任を感じ、行動を取り始めていると思います。

我々も国交省幹部や鉄道局とも様々な立場で機会あるごとに意見交換をしてまいりました。この議論を前に進めるためには、まずは佐賀県がルートの方針を示すべきだと私は考えます。県はどこかで決断が必要というふうに思うわけあります。

水嶋次官からは法令改正の検討についての発言もあつておられます。こ

れは財源スキームの問題でありますけれども、私は今そういう状況の中で佐賀県が議論を進める姿勢を示すいいタイミングではないかと感じています。

つきましては、次の二項目について知事の見解を求めます。

一つ目は、先ほど言つた佐賀駅ルートについてであります。

新鳥栖ー武雄温泉間においては、国、長崎県、JR九州は、まさに佐賀駅ルートしかないとの考え方を示されております。この際、佐賀県も佐賀駅ルートに方針を定めながら、フル規格整備の議論を前に進めていくべきと私は考えますが、知事はどう思われますか、お伺いいたします。

二つ目は、地元三者トップによる意見交換の進め方であります。

地元三者トップ意見交換は八月に開催されて四ヶ月がたっております。

私はこの際、速やかに開催をして、地元三者トップでルートを含めて考え方をまとめる時期が来ていると思います。三者協議に臨むに当たって、

本県における様々な課題、いわゆる過度な財政負担、あるいは在来線の

維持、先ほどから言われておるような地域振興策、佐賀空港とのアクセス改善問題、この問題は、長崎県、JR二者ともに、問題共有、理解ができるいると私は感じます。ただ、ここで考えの違いは唯一ルートの問題だけだと思います。だからこそ、速やかに地元三者のトップ意見交換を開催され、課題合意形成を図った上で国との協議に臨むべきだと思いますけれども、まさに四者会談になるかどうかの話になりますけれども、知事はトップ意見交換をいつ開催し、どのような内容の議論を考えているのかお伺いをいたします。

第四番目、佐賀と福岡を結ぶ県道前原富士線のトンネル化についてでございます。

県道前原富士線は、佐賀市富士町と福岡県糸島市を結ぶ県道で、県境を越えた経済、文化交流に大きな役割を果たしています。福岡都市圏にある糸島市は、定住人口も急速に増えてきており、特に九州大学の伊都キャンパス、ここが誕生してからは学術研究都市としてまちづくりもどんどん進んできております。

本路線の現状は、ヘアピンカーブ二十五以上ある交通難所であるがゆえに交通量はいまだに少ないかもしれません。しかしながら、整備が進んでいきますと、周辺の高規格道路とも連携して、福岡都市圏から佐賀県の中山間地域への人の流れ、これが活発になるのは必然であります。

そういう中で、これまで道路改良工事が両県で順次進められてきましたけれども、未整備区間においては幅員が狭い上に、先ほど言つたようにカーブが多く、また、冬季には積雪や路面凍結による交通制限も余儀なくされている現状であります。

そういう状況を地元期成会からは毎年のように、まさに平成四年以降、

三十年の長きにわたって、佐賀、福岡の両県に対し整備要望を続けております。

本路線を鳥瞰的な視点で見てみると、北は西九州自動車道、南は国道三二三号を経由して長崎自動車道にタッチ。そういうことを考へると、道路ネットワークとして縦の線でつなぐ、両県をつなぐ重要な県道であります。

現在の交通量のみならず、地域住民の生活環境の向上、地域経済の活性化、並びに災害時の避難路や緊急輸送路等の役割など、地域にもたらされる様々な整備効果を総合的に勘案し、中長期的な視点で整備を推進する必要があります。未整備である長野峠区間はトンネル化に関する整備方針を両県で取りまとめ、早急に示すべきではないかと考えます。

この際、知事、ぜひこの路線に対する認識とあわせて、トンネル化を含めた長野峠の整備方針について見解をお伺いいたします。

最後の質問になります。中山間地域の農業・農村振興についてであります。

わつております、これまで個々の農家が農業・農村を支えてきたところであります。

中山間地域における農家の高齢化や耕作放棄地の増加の問題が呼ばれて久しいわけですけれども、特に最近では区画整理された優良農地であつても耕作放棄地となつていて農地の増加が目立つようになつております。農家の生産意欲の減退にとどまらず、農村集落の機能低下や地域農業の持続可能性の危機とも言える状況にあります。私は将来的に中山間地域の農業を守つていくためには、こうした耕作放棄地、特に優良農地が荒廃農地となることを防止し、しっかりと守つていくことが重要と考えます。

そこで、中山間地域の農業・農村の振興、特に耕作放棄地対策を今後どのように取り組んでいくのか、島内農林水産部長にお伺いをして一回目の質問を終わります。（拍手）

#### ◎山口知事 登壇＝留守茂幸議員の御質問にお答えします。

ます。

先日の知事による政策提案では、「農地のフル活用による食料自給率の向上」として、国民の食を支える地方の生産者が将来にわたり意欲を持つて経営ができるよう、必要な政策や予算確保の提案がなされたところでございます。これまでも平たん地農業を中心に、水田政策の各種政策が講じられることで食料自給率向上等に寄与してきた。一方で、中山間地域の農業に目を向けて、平たん地に比べて傾斜地が多く、生産条件が厳しい環境であるものの、平たん地域と同様に食料自給率の向上には寄与してきたわけであります。中山間地域は単なる食料生産にとどまります。

議員から寛容さというお話をありました。私が演告で寛容さの話を改めていたのは、今の世界が力を誇示していくような、そんなような世界観というものが出てきたということに危惧をしているからでございます。ですので、やはり人と人というのは寛容さというものを持ち合わせて、この世界、そしてこの日本で、願わくば我々の佐賀県はそういうもののがきつちりと皆の中に内在するような、そんなフィールドであつてほしいという趣旨でございます。

そして、私の政治姿勢、そして令和八年度の予算編成についてお答えします。

この寛容さというのは、私が知事就任以来ずっと持ち合わせておりま

す。知事就任のときはかなり厳しい選挙戦でありましたので、寛容さを持つて八十万県民のために働いていこうと思いまして、それをずっと忘れないようにしなければいけないと、自分の中にそれを言い聞かせながら現在の仕事に当たっております。「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」という基本理念は、今でも私は変わらず色あせていないと思つております。そして、そのために必要と考へる予算を編成し、実行してまいりました。

これまでの施策の一端ですけれども、県民の命や暮らしを守り、人の痛みに寄り添つた予算として、がん対策、「交通事故ワースト1からの脱却！」、医療的ケア児を介護する家族の負担軽減、多胎児家庭への支援、「あいさが」へのリニューアル、「さがすたいるバリアフリー化補助金」ですか、こういったことも行ってまいりましたし、佐賀県の飛躍に向けた投資といましましては、「佐賀さいこうフェス」、維新博、SAGAアリーナ、今で言いますと県立大学、「PLA PLA」、Park-Parkを活用した「グラウンズ吉野ヶ里」などなどに取り組んでおりました。

そして、この間、コロナもありました。そして、災害もありました。ピンチをチャンスに捉えまして、佐賀県の将来を見据えた布石もあわせて打つていこうと思つたわけであります。宿泊施設の高付加価値化も行いました。中小企業のキッチンカーなどに代表される新分野の進出とか業態転換を支援してまいりました。文化芸術ではLives Bey ond、「OPEN-AIR佐賀」、「SAGAナイトテラスチャレンジ」、さらに農業で言えば循環型農業の推進もかなり進んでまいりました。内水対策の「プロジェクトIF」もあります。ピンチであるならば

実になるようということで自発の地域づくり、「子育てし大県」さが「」、「森川海人つプロジェクト」、SSP、歩くライフスタイルなどを提唱して、県民に呼びかけております。

そして、物価高対策では、国の施策では行き届かないところ、そして国の対策と現場とのミスマッチがある場合などに、県独自できめ細やかに対策を打ちたいと思つております。陶土の問題ですか、酒米の話だつたり、「賃金UPプロジェクト」、そして特別高圧電力やLPGガス使用者への支援などなど、その時々に県議会で様々御議論を頂戴しながら県政を前に進めてきたと思っております。

私は、予算編成に当たりましては鳥瞰的な視点に立ちまして、佐賀県の将来を見据えてチャレンジする事業なども含めて、種をまき、育てていく事業にも取り組んでいくことを大切にしております。そして、県財政の将来を見据えながら、機動性と柔軟性を持ち、状況に応じて対応していくことが大切だと考えております。

今回は、国の総合経済対策に呼応する形で、様々な現場における物価高による痛みを少しでも和らげることにつながるよう、整理がついたものから今議会での追加補正の提案を今検討しております。その先に二月補正と当初予算をどのような形で編成していくのかというところに今気を遣つております。

今まさに、令和八年度当初予算の作業中なんですけれども、その中から今議論しているテーマを紹介してみますと、例えば、教育施策、そしてシニア世代施策、男女共同参画に関する施策などについて、柱立ての

ようなものができるかどうかというものを、府内で骨太な議論を行つております。

令和八年度当初予算につきましては、引き続き「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を基軸に、それぞれの地域や現場を大切にしながら、人の痛みに敏感となつて、個性あふれる佐賀県民お一人お一人が輝くことにつながっていく形の予算編成を心がけていきたいと考えております。

続きまして、実効ある地方創生についてどんな考えなのかとお尋ねがありました。

人が輝き、生き生きと暮らしていく鍵となるのは、人でありまして、地域であります。地方創生というのは、国から示されたものを画一的に取り組んでいくのではなくて、地域における価値や人材、課題など様々特徴があるものをしっかりと踏まえて、地域自らが地域をよくしていこうとトライをし、エラーもあるかもしれないけれども、チャレンジを積み重ねていくというそのプロセスが私はとても大切だと思っております。最初から成功すると分かっていた地方創生というのは、私は聞いたことがありません。

ただ、先ほど申し上げたように、三十代近くになると佐賀県民は戻ってきていただける方が多いというのは、我々が誇りにしていい観点かと思つております。

佐賀の持つ本質的な価値を発揮できるよう、時代の変化や佐賀の将来について鳥瞰的に見据え、G M 21などでも議論をしております。やはり議員もお話しになるように、市町とも連携しながらやっていくということがとても大事ですし、G M 21というのは、政治家二十一人が何かを決める会議ではなくて、自由に物を言い合うという会議でありますので、こういった形態というのは、私が今までいた県でも経験がありません。通常でありますと、事務的に整理したものを県・市町連絡会議というもので決定するという会議が多かったように思います。

様々な種をまいてきたことに実を結びつけるということも大事だという

ふうに思います。イベントの話も御指摘いただきました。それも先に実

らといつてうまくいくとは私は思えないであります。

今の佐賀県の状況ですけれども、全国的に地方は人口が減少しております。

を結びつくように実施しなければいけません。例えば、「アリタ・マシュマロ・クリスマス」というものを企画しております。こちらは、やはりこれから焼き物が維持発展していくためには、若い人たちに陶磁器に触れてもらうことが大事だという認識です。陶磁器まつりとかありますけれども、どちらかというと高齢層も多いという状況もありますので、クリスマスにちなんだイベントを企画いたしましたところ、これまで陶磁器とは縁が遠かつたような若い世代の女性ですか県外の皆さんが、

特に若い方が訪れまして、昨年は八万人を超える方に御来場いただきました。地元も大変喜んでもらっております。

この盛り上がりというものは、今、伊万里にも広がって、伊万里では約三千個のキャンドルを使用した「イマリ・キャンドル・クリスマス」も展開しているということになりますので、こうした取組は、これまでその地域と接点がなかつた新たな層を呼び込んで、地域の価値を認識してもらうというきっかけになつたのではないかと思つております。

さらに多くの皆様や女性のにぎわい、県外からのお客さんが地域にお越しいただくようにしたいと思いますし、もちろんこういった施策というのはずつと県がやっていくということではなくて、いずれ地元と、できれば民のほうに落としていく、そういう手法は大事だと思つています。佐賀県の場合は、例えば、「S A G A B A R」というのは官立で県が最初やつていたんですけども、非常にブランド化もできたというこ

とで、完全に今は民間の皆さんにやつていただいている。そういつたことで、最初は県がやっていくところも、まだまだ民が育つてない佐賀県では必要な部分があるとは思うんですけども、議員の御指摘にあるように、ずっと県でやっていくことだけではいけないの

ではないかと思つております。

最近は佐賀のことが好きとか、佐賀のコンテンツがすごいとか言つていただける方も増えているように感じています。

さらに地方創生で佐賀がさらに躍進するためには、女性が生き生きと暮らせる社会の実現が肝要であります。地方の、特に若い世代の女性は、東京や大阪などの大都市に大量に流出しております。福岡県からも大量に流出しているのが現状であります。佐賀県も例外ではありません。

その要因の一つが、地方に残ります固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアス、地方の古い固定的な考え方の中では息苦しく感じ、都会のほうが息がしやすいという状況があるのでないかと思つています。

女性が生き生きと暮らせる社会は、男性を含め、一人一人が輝く社会であります。そういった社会で多様な意見が交わされることは、組織、地域に新たな活力を生み出す源泉となると思つています。

地域づくりは人づくりであります。男女ともに多様な生き方を尊重する活力に満ちた佐賀県をつくりしていくために、引き続き未来を見据えて、地方創生、さが創生に取り組んでまいります。

続きまして、九州新幹線西九州ルートについてお尋ねがございました。特に佐賀駅ルートで方針を決めたらどうかという御指摘だったと感じました。

新鳥栖ー武雄温泉間は、在来線の合意しかありません。フル規格については、整備はおろか、ルートも何も決まっておりません。仮にフル規格整備について議論をするということであれば、財政負担、ルート、在来線などの問題、課題について、セットで多面的な議論をしなければな

らないと思います。

今、何も見通せない状況の中、ルートだけを先に決めて、議論の幅を狭めることが果たして佐賀県のためになるのだろうかと思います。

整備新幹線は、在来線の利便性低下や莫大な建設費負担などのデメリットを受け入れてでもそれを上回るメリットがあるという地域が、地元自治体が手を挙げて進める、前に出ていくものだと思います。新鳥栖ー武雄温泉間のフル規格整備については、国がフリーゲージトレインを断念して今に至るこれまでの経緯、実質負担額が千四百億円以上で財政計画上、到底収まらず、大切な事業の進捗が図れること、在来線の利便性低下といった様々な課題があるわけでございます。

そもそも佐賀県の今の鉄道環境は悪くありません。かなりいいと思います。佐賀駅を通るフル規格は、この鉄道環境を壊すリスクがあるわけです。現行のスキームでは、ルートだけという面で決め打ちしていきますのは、佐賀県にとって失うもののほうがはるかに大きいと思います。

整備新幹線のスキームは複雑で難しいものです。我々は佐賀県の視座に立つて、全ての課題についてセットで多面的な議論をすることが必要だと思っております。議員のほうから、議論をする機会は様々あるのでというお話をありました。最近、水嶋次官とはよくお会いしておりますので、多面的に意見交換をさせていただきたいと思います。

続きまして、地元三者トップ意見交換の進め方についてでございます。

私は原点に立ち返って、まずは地元三者トップでしつかり議論することが必要だと思っています。フリーゲージトレイン、スーパー特急、そういう三者間の合意についても、この三者間の中で決められたわけでございます。そうしたところが、今回は一旦合意がなくなつたわけです

から、その合意をつくるのかつくらいのかといった全く白の状態からの議論だというふうに思っています。

その三者は、今、我々は様々な議論を拒むものではなく、国とも、そして地元とも議論をしていく姿勢であります。

この三者トップ意見交換ですが、今は長崎県知事選挙などもある中で実施はなかなか難しいのではないかと思っています。テーマなどの中身は、そうしたことが実施する環境になつて日程とともに調整をすればよいものと考えます。

続きまして、佐賀と福岡・糸島を結ぶ県道前原富士線についてお答えします。

県道前原富士線は佐賀市と糸島市を結ぶ路線であります、佐賀県側の沿線周辺には国の重要文化財に指定されております吉村家住宅がある上無津呂集落があります。地元の方の生活に欠かせない道路です。そして、福岡県側の沿線周辺には観光地であります白糸の滝がありましてアクセスルートとなつております。

県道前原富士線のあります富士・三瀬エリアは、古湯温泉や雄大な富士しやくなげ湖など、ここにしかない地域資源にあふれるエリアであります。ですので、豊かな自然を求める福岡都市圏からの来訪者も多い地域です。

一方、福岡県側の糸島市は、九州大学伊都キャンパスが開設されて、福岡都市圏から近いこともあって、海岸沿いはドライブコースとしても人気のスポットが数多くあるなど活力ある地域でございます。私は糸島が活気づいているわけですけれども、その先には我々の唐津、波戸岬とさらにすばらしい海が広がっているのになと思っておりました。

そうしたこともあって、来年の二〇二六年に「ツール・ド・九州」の開催を予定しています。波戸岬周辺をスタートに、ルート・グランブルー、唐津城、虹の松原、唐津のすばらしさを堪能して、そこから糸島を通り、福岡天神へと向かうルートを考えています。要は横軸に佐賀と福岡を連携させてということですございます。これは福岡県との連携によって実現したわけであります。この大会によつて糸島を結ぶ人の流れをさらに唐津、呼子へとつなぐ、言えば、新たな横軸を生み出すものであります。

議員提案の佐賀県の富士町と福岡県の糸島市を結ぶトンネルは、佐賀県と福岡県の人や物の流れを縦にもつなげる新たなルートとなり、夢のある構想だと思います。

県道前原富士線は幅員が狭い箇所やカーブが連續する区間があります。先月、留守議員と重田佐賀市議からこの道路の整備に対する強い思いを改めてお聞きさせていただきました。

県道前原富士線の県境に位置する長野峠の整備につきましては福岡県との連携が必要であります。トンネルによる整備は多額の財政負担が伴います。そして、両県の思いが合致したときに実現できるものであります。将来的に夢のある縦のルートとして福岡県とも機会を見つけ話をし得みたいと思います。

そして、私もこれまでなかなかこの道路を通る機会がありませんでしたので、週末にでも現地の状況について確認をさせてください。

本路線の整備状況や今後の取組につきましては、担当部長から補足させていただきます。

◎議長（宮原真一君） 時間を延長いたします。  
◎島内農林水産部長 登壇＝私からは、中山間地域の農業・農村の振興についてお答えいたします。

本県の中山間地域は、ミカンやイチゴなどの園芸農業をはじめ、「佐賀牛<sup>®</sup>」などの畜産業も盛んな食料生産の重要な拠点であり、加えまして、県土保全や水源涵養、里山の景観、文化の継承などの多面的な機能を有しております、県民の豊かな暮らしを支える大切な地域でございます。

今後も人口の減少が見込まれる中、中山間地域の農業・農村に必要なものは何といつても人、人が残つて地域を守り、その人や地域に魅了された人たちが集まる、こうした人の流れを生み出すためには、中山間地域で稼ぐ環境づくりと地域に人を呼び込む必要がございます。

稼ぐ農業を実現するため、「さが園芸888運動」では、ミカンとシャインマスカット、また、ピーマンと「サガンスギ」の苗木生産といった、中山間地域ならではの品目による複合経営などを推進しております。

また、地域に人を呼び込むため、トレーニングファームやトレーナー制の拡大といった就農希望者の受け入れ体制の整備ですとか、経営力や資金力に優れ、地域農業の発展にも寄与できる企業の農業参入などにも取り組んでおります。

加えまして、継続的に地域に関わる関係人口や交流人口の創出につながる、企業等によります棚田保全活動や中山間地域の環境を生かした農泊等の農村ビジネスの拡大なども推進しております。

一方で、こうした様々な取組を展開しても、中山間地域に点在する農地の全てを守つていくことは簡単なことではないというふうに認識をし

ております。中山間地域の方々自らが議論を重ね、将来にわたって守るべき農地を決めることも必要なことだと考えております。

県内各地域では昨年度末までに、将来にわたって守っていく農地などを定めた地域計画を策定されております。この計画の実現に向けた支援にもしっかりと取り組んでまいります。

守るべきは守り、攻めるべきは攻める。中山間地域の声にしっかりと耳を傾けながら、農業がやりがいのある産業になり、人が集まり、農地も維持される好循環を生み出すことで、中山間地域の農業・農村を未来につなげていけるよう取り組んでまいります。

私から以上でございます。

◎永松県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、県道前原富士線の整備状況や今後の取組について補足させていただきます。

県道前原富士線の県内区間は国道三百二十三号から福岡県境の長野峠までの約五・一キロメートルとなつております。途中には富士町上無津呂の集落がござります。

本路線は国道三百二十三号からこの集落付近までの生活道路として主に利用されていることから、この区間にについて優先的に整備を進めております。集落側の六百メートルにつきましては既に整備が完了しております。

現在、国道三百二十三号との交差点付近から約七百五十メートル区間の整備を行つております。このうち集落側の約二百五十メートル区間については令和三年度に完了し、残る約五百メートル区間の整備を進めております。

福岡県の区間につきましては、糸島市の市街地側から佐賀県境に向

かつて整備が進められており、現在は観光地である白糸の滝入り口まで約一・一キロメートル区間の整備が行われております。

引き続き、国道三百二十三号から上無津呂集落までの優先的に整備を進めている区間について整備に取り組んでまいります。

長野峠のトンネル化による整備については、峠の区間の延長も長く、県にとつて非常に大規模な予算を伴う事業になると見込まれます。この道路は県境をまたぐ道路であるため、佐賀県と福岡県の両県の思いが合致したときに実現できるものでございます。

今後も引き続き、福岡県と情報や意見の交換を行つてまいります。

私からは以上でございます。

◎留守茂幸君 登壇Ⅱ時間も押していますので、簡潔に再質問をさせていただきます。

まず、新幹線のことでありますけれども、ルートの問題を知事に伺いました。

このルートの方針が、知事からも仮にというような言葉が出ましたけれども、佐賀駅ルートとしたときに、知事が先ほど議論の幅を狭めることになるとおっしゃつたんですね。私はそうは思いません。そこは、ルートは今の段階でということであれば、二番目に聞きました地元三者のトップ意見交換ですか、これが、じや、地元とつくならば、佐賀県もJR九州も長崎県も地元として合意形成を図るために、先ほどの設問でも言いましたけれども、いろんな課題については、二者は相互理解をしておるわけですね。だから、唯一異なるのがルートの問題です。ですから、トップの三者協議を行つて、佐賀県に立ちはだかる問題は皆さん理解できますかと、国と一緒にやつていただけますかということの

上に、ルートを含めて合意形成を図つて国に臨めば、国は先ほど言いましたようにいろんな考え方を持つておる、腹案もあると。知事がどこまで聞いておられるか分かりませんが、今までとは違つた考え方があついておるというのには察知されおると思います。

地元という意識の中で、本県だけじやない三者が一枚岩になつて国に議論を挑み、そして、佐賀県のデメリットを引き、メリットを引き出ししていく。私は知事に光と影という言葉も発しました。まさに影なるものに光を当てる。光明が差す一つの手段になるのがこの問題。

ぜひそういうことを念頭に置いて、やっぱり大局的に捉えて、ルートを言つてしまふと国主導とか、そういうものじやなくて、ルートはルートとして置きながら、いろんな課題を克服していつて県民の負託に応え、県民の理解を得る。こういうものに対しやつぱり知事、英断をするときが私は来ておるというふうに思ひます。

それから、前原線もそうです。両県またぎの県道であるがゆえに、これはやつぱり両県のトップ、山口知事と福岡県の服部知事ですかね、知事同士が腹を割つて意見交換会をして、知事が言われた西のほうに動いている、現実にそれはすばらしいこと。その次は縦ですよ。昨日、知事も縦のことを、大和から空港までのアクセスのことを触れていただきました。佐賀市に振つていただいたんですけれども、この問題だつて、その延長線上には糸島が直結するんですね、縦の軸ですよ。こういうものを鳥瞰的に捉えたときに、これは将来的にどうしても前に進めていくべき問題じやないかというふうに私は捉えるわけであります。

まさにいろんな課題がある中で、財政問題も含めて、光と影の中の影にどうやつて光を当てていくか。これは知事としては、それは財政問題

やら何やらいろいろあります。しかし、トップとしてどこかで決断、英断をしなきやなりません。だから、糸島から富士までの前原富士線の問題と新幹線西九州ルート、この二つの点について、知事の決意と申しますようか、知事、「なせば成る、なさねば成らぬ何事も」、この言葉がありますね。そういうものもある中で、知事が言う寛容な心でもつて答弁をお願いしながら、再質問に代えます。

◎山口知事 登壇＝留守議員の再質問にお答えします。  
新幹線西九州ルートに関して、さらにお尋ねをいただきました。

なせば成るというお話をいただきましたけれども、私は自分なりに様々な意思決定を割としてきたほうかなと思っています。その上で、この新幹線の問題というのは、まず財政的側面をよく考えていただきたいと思っています。財政的な計画をつくれるのか、どのようにつくるのかというのを試みてみますけれども、とても大きな額で、はまらない。議員も長くなられたので、行財政改革緊急プログラムで、地財ショックのときに佐賀県が何もできずにほとんどの事業を切り取つたという時期がありました。それをしたつて到底収まらないような状況です。

ですので、今の佐賀県の財政というのは、かなり財政的工夫をしながら、各方面の事業に、満足とは言えないなりとも配慮ができる、そして、緊急時に何か困つたときに財政的支援ができるようなものは、私は維持できているんだろうと思つています。

それが今のスキームで、例えば、何かを飛び出して、フルと決まってもないのに何かルートはこれでということは、ルートで折り合うということは、そこに乗り出したというふうに国は考えるわけです。私も国にいたから分かるんですけども、やっぱりそこは違う

と思っています。今、水嶋次官とは前からのお付き合いもして、どちらが上とかということではなくて、フランクに話ができると思っていると思つています。ですので、きっと国は国できつい面もあると思います。何とかつなぎたいという気持ちも、私は前、答弁申し上げたように、国の視点からすれば早く通りたいという気持ちも分かります。でも、やはり我々は佐賀県民の負託を受けてるので、やっぱり佐賀県としてどうあるべきなのかということに責任を持つて対峙しなければいけないと思います。

もしこれをやることになつたら、三十年以上はこここの予算に関係して議論が進むということで制約を受けるわけでありますので、財政的側面もそうですし、在来線がどこまで削られるのかとか、そういうふた様々な面に関して議論をしていく。国とも、そしてJR、長崎県とも議論をさせていただくということであるだろうかというふうに思いますので、現状の、これまでの経緯で、佐賀県は本来はフリーゲージで通っていたという経緯も合わせて考えますと、ここを我々が踏み出して引き出しに行くというようなやり方というのは、今の佐賀県の状況に鑑みていかがなものかと私は思っています。——（「トンネルの件」と呼ぶ者あり）

前原富士線の話でございましたね。福岡県知事と話をしたかということがでありますけれども、せんだつての知事会のときに福岡県知事は来られておりませんので、次にお会いしたときにお話をしてみたいと思います。

◎留守茂幸君 登壇＝前原富士線はね、知事同士で意見交換をして、ちゃんと服部知事と意見交換をしてくださいよということです。

それでね、知事、先ほどのルートの問題は、今の段階で佐賀県か

らの話、よく分かれます。

それで、やっぱりここは六百六十億円から千四百億円までばーっと上がつた、それは大変です、引馬副知事が言つた、昨日やつたかな。もう失うものが大き過ぎると。確かにそうですよ、そのままだと。そこを、財源スキームについても、国はここで、どこまでスキームが変更になるのか、財政負担が軽減されるのか、こういうものがね、どうやつたらそしたら国から出てくるのかと。その一つのテクニックとして、ルート、方針を言つたから、もうそれで独り歩きして国がどんどんどんどん進めていくと、私はそういうふうにはなりませんよ。やっぱりそこが一番の今ネックになつておるわけだから、知事が仮にということを言われましたけれども、フルで整備した場合は、現実的にはやっぱりアセスメント、佐賀駅ルートしか考えられませんねぐらいは言つていんじゃないですか。そこから、地域振興も全て、全部トータルで議論をどんどんしていくわけですから。だつて三者協議をやる上は、もう身内同士と一緒にしそうもん。そして、がちつと固めて国と渡り合う。そうしたときに、おのずと一つ一つ問題が、課題解決の糸口が、見え出してくるんじやないですか。それを、いやいや、もともとフリーゲージの問題しか我々は合意していない。だから、国から全て提案してくるのが筋だと言うかどうか分からんけれども、そこを強調されておりますけれども、やっぱりね、これは一つのテクニックだと、高度なテクニック。

だから、私は、知事さんはね、水嶋次官と意外と懇意にされておると思いますよ。だから、そこあたりは、もつとそんなら、水嶋次官と腹を割つたところを、ちょっと時間を割いてでも、腹蔵のない話もしていただけませんか。

そしてね、やっぱり県民の、本当にどうなるとやろうかということなんですが、不安と期待が交錯していると、賛否両論あるわけですから、そこらあたりもね、ここまで議論をしていく中で、ずっと堂々巡りでは私はいかがかなと思いますので、その点の知事のお考えを述べていただくことをお願いして、質問を終わります。

◎山口知事　登壇＝留守議員の再々質問にお答えします。

まず、佐賀駅ルートに決めてしまえばよいではないかという御指摘がありましたが、これは留守議員の御意見として承させていただきたいと思います。なかなか私は、そういう形の決定ができる環境にないと思っています。

そして、この整備新幹線のスキームというのは、地方側が手を挙げるスキームなんです。もともと国家プロジェクトとして東海道新幹線などは国が全てを払つて地方負担はないものです。整備新幹線というものは、地方がデメリットを受けてでも自ら手を挙げて乗り出していくという事業ですから、例えば、大分県知事とか宮崎県知事は手を挙げているという状況にあるわけなんです。ですので、今、佐賀県はフリーゲージトレインのときには手を挙げて、長崎県、JRと協調していたわけだけれども、それが国の責任で頓挫した今、そこに乗り出すという状況にはなつていてないわけでございます。

そういった観点で私は、今、佐賀県を預かる者として総合的に考えながら、財政の問題も大きいし、在来線がどうなつていくのか、全てこれはひとつ、県民の皆さん方に示せる成案ができるかなり難しい複雑な方程式だと申し上げています。

ますが、これを国と調整をしているということなんですけれども、この議会で何度か申し上げましたけれども、ぜひ議員におかれましても、私に言うのもいいですけれども、水嶋次官なり国のほうにもきつちりと言つていただきたいと考えております。

◎議長（宮原真一君）　以上をもちまして一般質問を終了いたします。

○　請願提出

◎議長（宮原真一君）　次に請願二件が提出されております。

これは、皆様のお元に配付いたしております請願書のとおりでござります。

請第二号請願　私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書

請第三号請願　佐賀県の子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

○　請願上程

◎議長（宮原真一君）　請第二号請願及び請第三号請願を議題といたします。

請第二号請願及び請第三号請願につきましては、既に上程中の議案とあわせて審議することといたします。

○　委員会に付託

◎議長（宮原真一君）　次に、ただいま議題となつております甲第四十六号議案から甲第四十九号議案まで四件、乙第六十三号議案から乙第十一号議案まで二十九件、以上三十三件の議案、及び請第二号請願、請第三号請願、以上の議案、請願を配付しております議案付託表及び請願

一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思います。

(議案付託表、請願一覧表、請願文書表)

◎議長（宮原真一君） これで、本日の日程は終了いたしました。

明日五日は議案審査日、六日及び七日は休会、八日は議案審査日、九日及び十日は各常任委員会開催、十一日は議案審査日、十二日は特別委員会開催、十三日及び十四日は休会、十五日は本会議を再開して、委員長報告を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後五時二十一分 散会

速記者 竹澤理恵